

4. 業務に関する事項

(1) 入院患者数

診療科目	4月 30日	5月 31日	6月 30日	7月 31日	8月 31日	9月 30日	合計 183	(単位：人)	
								1日平均	構成比率
内科	102	216	209	222	277	289	1,315	7.2	0.0%
呼吸器内科	849	883	968	1,149	864	1,187	5,920	32.4	11.6%
消化器内科	744	742	621	573	613	630	3,923	21.4	7.7%
循環器内科	795	657	743	795	721	617	4,328	23.7	8.5%
神経内科								0.0	0.0%
血液内科								0.0	0.0%
心療内科								0.0	0.0%
腎臓内科	70	89	135	94	57	54	499	2.7	1.0%
腎臓外科								0.0	0.0%
(虚脱制御内科)	34	18	81	46	65	49	293	1.6	0.6%
呼吸器外科	38	35	71	79	61	42	326	1.8	0.6%
外科・消化器外科	727	775	810	694	699	738	4,443	24.3	8.7%
脳神経外科	775	750	765	753	788	782	4,613	25.2	9.0%
乳癌外科	222	165	132	183	122	186	1,010	5.5	2.0%
整形外科	1,377	1,408	1,179	1,310	1,519	1,408	8,201	44.8	16.1%
形成外科	111	120	91	167	232	148	869	4.7	1.7%
小児科	334	242	273	391	354	406	2,000	10.9	3.9%
皮膚科	85	120	87	96	92	87	567	3.1	1.1%
泌尿器科	93	79	169	201	158	185	885	4.8	1.7%
産婦人科	773	867	776	710	774	778	4,678	25.6	9.1%
眼科	199	231	231	119	198	156	1,134	6.2	2.2%
耳鼻いんこう科	176	137	177	154	217	145	1,006	5.5	2.0%
リハビリテーション科	8	8	14	3	0	0	33	0.2	0.1%
放射線科								0.0	0.0%
麻酔科								0.0	0.0%
(総合診療科)	737	775	920	888	823	856	4,999	27.3	9.6%
合計	8,249	8,317	8,472	8,627	8,634	8,743	51,042	273.9	100.0%

※ () は院内療養科

(2) 外来患者数

診療科目	4月 25日	5月 23日	6月 26日	7月 25日	8月 26日	9月 24日	合計 149	(単位：人)	
								1日平均	構成比率
内科	89	90	113	115	117	97	621	4.2	0.6%
呼吸器内科	326	356	326	395	370	385	2,158	14.5	1.9%
消化器内科	1,967	1,799	1,915	1,857	1,877	1,918	11,333	76.1	10.1%
循環器内科	1,486	1,346	1,348	1,315	1,420	1,320	8,235	55.3	7.3%
神経内科	995	872	1,117	861	1,103	946	5,894	39.5	5.3%
血液内科	103	115	102	120	130	124	694	4.6	0.6%
心療内科	15	8	10	12	9	15	69	0.5	0.1%
糖尿病内科	570	538	593	612	581	609	3,503	23.5	3.1%
腎臓内科	47	68	82	68	68	64	397	2.7	0.4%
(虚脱制御内科)	73	57	71	65	60	89	415	2.8	0.4%
呼吸器外科	60	64	76	74	77	60	411	2.8	0.4%
外科・消化器外科	788	748	809	771	747	765	4,628	31.1	4.1%
脳神経外科	652	617	658	632	607	636	3,802	25.5	3.4%
乳癌外科	833	871	1,038	830	1,065	914	5,551	37.2	5.0%
整形外科	2,419	2,540	2,622	2,445	2,688	2,313	15,027	100.8	13.4%
形成外科	487	542	637	525	645	525	3,361	22.5	3.0%
小児科	845	826	953	1,088	1,098	934	5,744	38.5	5.1%
皮膚科	1,099	1,138	1,176	1,207	1,292	1,087	6,999	47.0	6.2%
泌尿器科	650	608	660	576	630	616	3,740	25.1	3.3%
産婦人科	886	929	1,173	968	1,014	999	5,969	40.1	5.3%
眼科	1,428	1,323	1,399	1,403	1,487	1,298	8,338	56.0	7.4%
耳鼻いんこう科	800	734	888	725	895	835	4,877	32.7	4.4%
リハビリテーション科								0.0	0.0%
放射線科	360	381	327	381	407	369	2,225	14.9	2.0%
麻酔科								0.0	0.0%
(総合診療科)	1,362	1,255	1,391	1,289	1,450	1,264	8,011	53.8	7.2%
合計	18,340	17,825	19,470	18,348	19,837	18,182	112,002	751.7	100.0%

※ () は院内療養科

平成28年度上半期 奈良市病院事業 報告書
(平成28年4月1日～平成28年9月30日)

1. 事業の概況

平成28年度上半期の病院事業の概況を報告いたします。

1-1 市立奈良病院

市立奈良病院は、開院から11年10箇月が経過し、市民に信頼される病院として、市民が安心して暮らせる医療体制づくりに努めてまいりました。

診療機能については、年度当初に医師・看護師を増員し、診療体制の強化を図りました。

業務量につきましては、入院延べ患者数51,042人、外来延べ患者数112,002人、合計163,044人となりました。

収益的収支の状況であります、収入総額は488,925,158円となっております。

一方、支出総額は446,898,799円となっております。

次に、資本的収支の状況であります、収入総額は8,909,150円となっております。一方、支出総額は8,764,130円となっております。

今後、地域の関係機関との連携を進め、より良い医療サービスの提供に努めることにより、市民に信頼され、愛される病院を目指してまいります。

1-2 奈良市立看護専門学校

市内において看護師が不足している状況の解決を図るため、市立看護専門学校を設置し、看護師の養成を行っています。

課程は3年の医療専門課程、学生の定員は1学年40名、合計120名で、平成28年4月に第4期として42名の学生が入学し、学生数は第1学年42名、第2学年41名、第3学年41名の合計124名となりました。看護専門職として社会に貢献できる人材となるため、看護師としての知識及び技術を学びます。

2. 議会決議事項

(イ) 平成27年度奈良市病院事業会計決算の認定について (平成28年9月27日認定)

3. 職員に関する事項

病院管理課	職員数 5人
-------	-----------

(平成28年9月30日現在)

(3) 事業収支に関する事項

収入

科 目	平成28年度上半期 (円)	平成27年度上半期 (円)	比 較	
			増減 (円)	比率 (%)
病院事業収益				
1 医業収益	488,925,158	456,233,654	32,691,504	107.2
2 医業外収益	36,978,000	41,103,000	△ 4,125,000	90.0
3 看護師養成事業収益	324,457,540	330,850,654	△ 6,393,114	98.1
4 特別利益	125,786,000	84,280,000	41,506,000	149.2
	1,703,618	0	1,703,618	皆増

支出

科 目	平成28年度上半期 (円)	平成27年度上半期 (円)	比 較	
			増減 (円)	比率 (%)
病院事業費用				
1 医業費用	446,898,799	418,889,832	28,008,967	106.7
2 医業外費用	350,494,490	358,496,960	△ 8,002,470	97.8
3 看護師養成事業費用	7,137,246	7,411,511	△ 274,265	96.3
4 特別損失	89,267,063	46,162,146	43,104,917	193.4
	0	6,819,215	△ 6,819,215	皆減

5. 経理の状況

(1) 上半期の病院事業会計の予算執行状況は次のとおりであります。

(ア) 収益的収入及び支出

収入

科 目	予算現額 (円)	上半期執行額 (円)	執行額累計 (円)	未執行額 (円)
病院事業収益				
1 医業収益	675,210,000	488,925,158	488,925,158	186,284,842
2 医業外収益	36,978,000	36,978,000	36,978,000	0
3 看護師養成事業収益	493,229,000	324,457,540	324,457,540	168,771,460
4 特別利益	145,003,000	125,786,000	125,786,000	19,217,000
	0	1,703,618	1,703,618	△ 1,703,618

支出

科 目	予算現額 (円)	上半期執行額 (円)	執行額累計 (円)	未執行額 (円)
病院事業費用				
1 医業費用	864,000,000	446,898,799	446,898,799	417,101,201
2 医業外費用	703,473,000	350,494,490	350,494,490	352,978,510
3 看護師養成事業費用	15,496,000	7,137,246	7,137,246	8,358,754
4 特別損失	145,000,000	89,267,063	89,267,063	55,732,937
5 予備費	0	0	0	0
	31,000	0	0	31,000

(イ) 資本的収入及び支出

収入

科 目	予算現額 (円)	上半期執行額 (円)	未執行額 (円)
資本的収入			
1 補助金	22,600,000	8,909,150	13,690,850
2 負担金	1,733,000	867,000	866,000
	20,867,000	8,042,150	12,824,850

支出

科 目	予算現額 (円)	上半期執行額 (円)	未執行額 (円)
資本的支出			
1 建設改良費	22,600,000	8,764,130	13,835,870
2 企業価値還元	1,733,000	721,980	1,011,020
	20,867,000	8,042,150	12,824,850

(2) 平成28年9月30日現在における企業債の状況は次のとおりであります。

企業債

用途内訳		病院事業 (円)
発行総額		4,566,000,000
償還高	上半期償還高	8,042,150
	償還高累計	56,860,291
未償還残高		4,509,139,709

(平成28年12月 1日揭示済)

奈良市告示第772号

次のとおり一般競争入札に付しますので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項及び奈良市契約規則（昭和40年奈良市規則第43号）第2条の規定により公告します。

平成28年12月 1日

奈良市長 仲 川 元 庸

1 入札に付する事項

(1) 調達案件名

奈良市北部会館で使用する電力調達

(2) 電力調達の数量及び特質

別紙仕様書のとおり

(3) 調達場所

別紙仕様書のとおり

(4) 調達期間

平成29年 3月 1日 0時から平成30年 2月28日24時まで（地方自治法第234条の3に基づく長期継続契約）

(5) 入札方法

入札は、総計金額（電力供給仕様書等に示した月ごとの契約電力及び予定使用電力量に対して、入札者が設定した契約電力に対する月額単価（基本料金）、使用電力量に対する単価（電力量料金）及び特約割引料金等に基づき計算した額（力率割引、燃料費調整相当額、太陽光発電促進付加金及び再生可能エネルギー発電促進賦課金は含まない。))で行います。ただし、契約は単価によるものとします。

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の8に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格としますので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望単価（税込）を入札書の積算表に記載し、算出した金額の108分の100に相当する金額を入札書の入札金額欄に記載してください。

以下省略

(平成28年12月 1日揭示済)

奈良市告示第773号

次のとおり一般競争入札に付しますので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項及び奈良市契約規則（昭和40年奈良市規則第43号）第2条の規定により公告します。

平成28年12月 1日

奈良市長 仲 川 元 庸

1 入札に付する事項

(1) 調達案件名

案件番号 1 奈良市椿井小学校等で使用する電力調達

案件番号 2 奈良市春日中学校等で使用する電力調達

(2) 電力調達の数量及び特質

別紙仕様書のとおり

(3) 調達場所

別紙仕様書のとおり

(4) 調達期間

平成29年 3月 1日 0時から平成30年 2月28日24時まで（地方自治法第234条の3に基づく長期継続契約）

(5) 入札方法

入札は、総計金額（電力供給仕様書等に示した月ごとの契約電力及び予定使用電力量に対して、入札者が設定した契約電力に対する月額単価（基本料金）、使用電力量に対する単価（電力量料金）及び特約割引料金等に基づき計算した額（力率割引、燃料費調整相当額、太陽光発電促進付加金及び再生可能エネルギー発電促進賦課金は含まない。))で行います。ただし、契約は単価によるものとします。

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の8に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格としますので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望単価（税込）を入札書の積算表に記載し、算出した金額の108分の100に相当する金額を入札書の入札金額欄に記載してください。

以下省略

(平成28年12月 1日揭示済)

奈良市告示第774号

平成28年奈良市告示第214号（予防接種の実施）の一部を次のように改正する。

平成28年12月 1日

奈良市長 仲 川 元 庸

次のよう省略

(平成28年12月 1日揭示済)

奈良市告示第775号

平成28年奈良市告示第679号（予防接種の実施）の一部を次のように改正する。

平成28年12月 1日

奈良市長 仲 川 元 庸

次のよう省略

(平成28年12月 1日揭示済)

奈良市告示第776号

次のとおり電子入札による一般競争入札に付しますので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項及び奈良市契約規則（昭和40年奈良市規則第43号）第2条の規定により公告します。

平成28年12月 1 日

奈良市長 仲 川 元 庸

1 入札に付する事項

大和中央道（敷島工区）街路新設工事ほか15件（各工事の工事件名、工事場所、工期、工事概要、予定価格、最低制限基準価格及び最低制限モデル型算出価格は別表のとおり）

以下省略

（平成28年12月 1 日揭示済）

奈良市告示第777号

次のとおり一般競争入札に付しますので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項及び奈良市契約規則（昭和40年奈良市規則第43号）第2条の規定により公告します。

平成28年12月 1 日

奈良市長 仲 川 元 庸

1 入札に付する事項

- (1) 業 務 名 （仮称）辰市こども園新築工事に伴う建築設計業務委託
- (2) 業務場所 奈良市杏町414番 4 他 8 筆
- (3) 業務期間 契約の日から平成29年 3 月31日まで
- (4) 業務概要 建築設計業務委託一式
延べ床面積 約1,225㎡
- (5) 予定価格 17,589千円
(消費税及び地方消費税を除く。)
- (6) 最低制限基準価格 13,486千円
(消費税及び地方消費税を除く。)

以下省略

（平成28年12月 1 日揭示済）

奈良市告示第778号

次のとおり一般競争入札に付しますので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項及び奈良市契約規則（昭和40年奈良市規則第43号）第2条の規定により公告します。

平成28年12月 1 日

奈良市長 仲 川 元 庸

1 入札に付する事項

- (1) 工 事 名 針テラス情報館空調設備改修工事
- (2) 工事場所 奈良市針町345番地
- (3) 工事期間 契約の日から平成29年 2 月28日まで
- (4) 工事概要 機械設備工事一式 電気設備工事一式
- (5) 予定価格 4,440千円
(消費税及び地方消費税を除く。)
- (6) 最低制限基準価格 3,719千円
(消費税及び地方消費税を除く。)

以下省略

（平成28年12月 1 日揭示済）

奈良市告示第779号

介護保険法（平成 9 年法律第123号）第41条第1項、第46条第1項及び第53条第1項の規定により、指定居宅サービス事業者、指定居宅介護支援事業者及び指定介護予防サービス事業者を指定しましたので、同法第78条第1号、第85条第1号及び第115条の10第1号の規定により公示します。

平成28年12月 1 日

奈良市長 仲 川 元 庸

事業所番号	事業所		事業者		指 定 年月日
	所在地	名称	法人所在地	法人名	
2970107401	奈良市大宮町四丁目275番地の5 森村第2ビル303号室	ケアプランセンタールピナス	大阪府泉南郡熊取町小谷北一丁目18番32号	株式会社ルピナス	平成28年 12月 1 日
2970107419	奈良市朱雀三丁目 4 番地15サニーハウス 1 号地	やぐらケアマネ	京都府木津川市兜谷四丁目15番地 1	株式会社シニアータルサポート	平成28年 12月 1 日
2970107427	奈良市朱雀三丁目 4 番地15サニーハウス 1 号地	やぐら訪問介護	京都府木津川市兜谷四丁目15番地 1	株式会社シニアータルサポート	平成28年 12月 1 日

（平成28年12月 1 日揭示済）

奈良市告示第780号

次のとおり一般競争入札に付しますので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項及び奈良市契約規則（昭和40年奈良市規則第43号）第2条の規定により公告します。

平成28年12月 1 日

奈良市長 仲 川 元 庸

1 入札に付する事項

- (1) 調達案件名
奈良市都南保育園等で使用する電力調達
- (2) 電力調達の数量及び特質
別紙仕様書のとおり
- (3) 調達場所
別紙仕様書のとおり
- (4) 調達期間
平成29年 3 月 1 日 0 時から平成30年 2 月28日24時まで（地方自治法第234条の3に基づく長期継続契約）
- (5) 入札方法

入札は、総計金額（電力供給仕様書等に示した月ごとの契約電力及び予定使用電力量に対して、入札者が設定した契約電力に対する月額単価（基本料金）、使用電力量に対する単価（電力量料金）及び特約割引料金等に基づき計算した額（力率割引、燃料費調整相当額、太陽光発電促進付加金及び再生可能エネルギー発電促進賦課金は含まない。))で行います。ただし、契約は単価によるものとします。

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の8に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格としますので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約

希望単価（税込）を入札書の積算表に記載し、算出した金額の108分の100に相当する金額を入札書の入札金額欄に記載してください。

以下省略

（平成28年12月1日揭示済）

奈良市告示第781号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項の規定により、同法による介護扶助を担当する機関を次のとおり指定しましたので、同法第55条の3の規定により告示します。

平成28年12月1日

奈良市長 仲 川 元 庸

指定介護機関		施設又は実施する事業の種類	指定年月日
名称	所在地		
開設者			
名称	主たる事務所の所在地	介護予防 居宅療養管理指導	平成28年11月 1 日
寺崎クリニック	奈良県奈良市南城戸町67		
医療法人 寺崎クリニック	奈良県奈良市南城戸町67		

（平成28年12月1日揭示済）

奈良市告示第782号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条第2項において準用する同法第50条の2の規定により施術者から事業

を廃止した旨の届出がありましたので、同法第55条の3の規定により次のとおり告示します。

平成28年12月1日

奈良市長 仲 川 元 庸

指定施術者の氏名		廃止した施術の種類	廃止年月日
施術所の名称	施術所の所在地		
豊田 優		柔道整復	平成28年11月1日
右京まさき鍼灸整骨院	奈良県奈良市押熊町547-1 忍熊ビル2F		

（平成28年12月1日揭示済）

奈良市告示第783号

次のとおり一般競争入札に付しますので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項及び奈良市契約規則（昭和40年奈良市規則第43号）第2条の規定により公告します。

平成28年12月1日

奈良市長 仲 川 元 庸

1 入札に付する事項

- 調達案件名
奈良市都祁行政センターで使用する電力調達
- 電力調達の数量及び特質
別紙仕様書のとおり
- 調達場所
別紙仕様書のとおり
- 調達期間

平成29年3月1日0時から平成30年2月28日24時まで（地方自治法第234条の3に基づく長期継続契約）

(5) 入札方法

入札は、総計金額（電力供給仕様書等に示した月ごとの契約電力及び予定使用電力量に対して、入札者が設定した契約電力に対する月額単価（基本料金）、使用電力量に対する単価（電力量料金）及び特約割引料金等に基づき計算した額（力率割引、燃料費調整相当額、太陽光発電促進付加金及び再生可能エネルギー発電促進賦課金は含まない。))で行います。ただし、契約は単価によるものとします。

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の8に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格としますので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約

希望単価（税込）を入札書の積算表に記載し、算出した金額の108分の100に相当する金額を入札書の入札金額欄に記載してください。

以下省略

(平成28年12月 1 日揭示済)

奈良市告示第784号

次のとおり一般競争入札に付しますので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6 第 1 項及び奈良市契約規則（昭和40年奈良市規則第43号）第 2 条の規定により公告します。

平成28年12月 1 日

奈良市長 仲 川 元 庸

1 入札に付する事項

(1) 調達案件名

奈良市保健所・教育総合センターで使用する電力調達

(2) 電力調達の数量及び特質

別紙仕様書のとおり

(3) 調達場所

別紙仕様書のとおり

(4) 調達期間

平成29年 3 月 1 日 0 時から平成30年 2 月28日24時まで（地方自治法第234条の 3 に基づく長期継続契約）

(5) 入札方法

入札は、総計金額（電力供給仕様書等に示した月ごとの契約電力及び予定使用電力量に対して、入札者が設定した契約電力に対する月額単価（基本料金）、使用電力量に対する単価（電力量料金）及び特約割引料金等に基づき計算した額（力率割引、燃料費調整相当額、太陽光発電促進付加金及び再生可能エネルギー発電促進賦課金は含まない。))で行います。ただし、契約は単価によるものとします。

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の 8 に相当する額を加算した金額（当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格としますので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望単価（税込）を入札書の積算表に記載し、算出した金額の108分の100に相当する金額を入札書の入札金額欄に記載してください。

以下省略

(平成28年12月 1 日揭示済)

奈良市告示第785号

奈良市自転車等の安全利用に関する条例（昭和59年奈良市条例第23号）第10条第 3 項の規定により利用者又は所有者から引取りのない自転車等を次のとおり処分しますので、奈良市自転車等の安全利用に関する条例施行規則（昭和59年奈良市規則第35号）第 5 条の規定により告示します。

平成28年12月 1 日

奈良市長 仲 川 元 庸

1 処分の根拠

移動日から60日経過したにもかかわらず、引取りがないため。

2 処分対象自転車等の保管場所

奈良市大安寺西二丁目288－ 1

奈良市自転車等保管施設

3 処分年月日

平成28年12月 1 日

4 処分対象自転車等の移動年月日

平成28年 5 月10日、同月13日、同月15日、同月17日、同月20日、同月23日、同月24日及び同月26日

(平成28年12月 1 日揭示済)

奈良市告示第786号

奈良市自転車等の安全利用に関する条例（昭和59年奈良市条例第23号）第 9 条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第10条第 1 項の規定により告示します。

平成28年12月 1 日

奈良市長 仲 川 元 庸

1 移動理由

自転車等放置禁止区域に放置されていたため。

2 移動年月日

平成28年12月 1 日

3 移動対象区域

J R 奈良駅周辺及び近鉄新大宮駅周辺自転車等放置禁止区域

4 保管場所

奈良市大安寺西二丁目288－ 1

奈良市自転車等保管施設

5 引取期間

移動日から60日間。ただし、奈良市の休日を定める条例（平成元年奈良市条例第 3 号）第 1 条第 1 項に規定する市の休日（毎月の第 2 及び第 4 土曜日を除く。）を除く。

6 引取時間

午前 9 時から午後 4 時30分まで

7 引取りのための必要事項

(1) 印鑑、自転車等の鍵並びに住所及び氏名を確認できるもの（学生証・運転免許証・保険証等）をお持ちください。

(2) 次のとおり移動及び保管に要した費用を徴収します。

ア 移動費 自転車 2,000円

原動機付自転車 4,000円

イ 保管費 1,000円（ただし、移動日から14日以内は無料）

8 連絡先 奈良市市民生活部 交通政策課

電話0742－ 34－ 1111代表

(平成28年12月 1 日揭示済)

奈良市告示第787号

次のとおり一般競争入札に付しますので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項及び奈良市契約規則（昭和40年奈良市規則第43号）第2条の規定により公告いたします。

平成28年12月2日

奈良市長 仲川元庸

1 入札に付する事項

- (1) 業務名 奈良の酒PR事業
- (2) 詳細 別紙仕様書のとおり
- (3) 契約期間 契約締結日から平成29年3月31日（金）まで
- (4) 担当課 奈良市総合政策部奈良ブランド推進課
電話 0742-34-5172

以下省略

（平成28年12月2日揭示済）

奈良市告示第788号

次のとおり一般競争入札に付しますので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項及び奈良市契約規則（昭和40年奈良市規則第43号）第2条の規定により公告いたします。

平成28年12月2日

奈良市長 仲川元庸

1 入札に付する事項

- (1) 業務名 古都華PR事業
- (2) 詳細 別紙仕様書のとおり
- (3) 契約期間 契約締結日から平成29年3月31日（金）まで
- (4) 担当課 奈良市総合政策部奈良ブランド推進課
電話 0742-34-5172

以下省略

（平成28年12月2日揭示済）

奈良市告示第789号

大和都市計画（奈良国際文化観光都市建設計画）用途地域を変更するため、都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第17条第1項の規定により次のとおり公告し、当該都市計画の案を公衆の縦覧に供します。

平成28年12月5日

奈良市長 仲川元庸

1 変更に係る都市計画の種類

大和都市計画（奈良国際文化観光都市建設計画）用途地域

2 変更に係る都市計画を定める土地の区域

奈良市大宮町七丁目、三条大路一丁目、三条川西町及び四条大路一丁目の各一部

3 縦覧場所

奈良市二条大路南一丁目1番1号

奈良市都市整備部都市計画課

4 縦覧期間

平成28年12月5日から平成28年12月19日まで

5 意見書の提出要領

この都市計画の案について意見書を提出しようとする者は、案の種類、意見の要旨及びその理由を具体的に記載し、住所、氏名及び連絡先を併記した文書1通を市長宛てとし、奈良市都市整備部都市計画課に平成28年12月19日までに必着するように提出してください。

（平成28年12月5日揭示済）

奈良市告示第790号

大和都市計画（奈良国際文化観光都市建設計画）防火地域及び準防火地域を変更するため、都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第17条第1項の規定により次のとおり公告し、当該都市計画の案を公衆の縦覧に供します。

平成28年12月5日

奈良市長 仲川元庸

1 変更に係る都市計画の種類

大和都市計画（奈良国際文化観光都市建設計画）防火地域及び準防火地域

2 変更に係る都市計画を定める土地の区域

奈良市大宮町七丁目、三条大路一丁目、三条川西町及び四条大路一丁目の各一部

3 縦覧場所

奈良市二条大路南一丁目1番1号

奈良市都市整備部都市計画課

4 縦覧期間

平成28年12月5日から平成28年12月19日まで

5 意見書の提出要領

この都市計画の案について意見書を提出しようとする者は、案の種類、意見の要旨及びその理由を具体的に記載し、住所、氏名及び連絡先を併記した文書1通を市長宛てとし、奈良市都市整備部都市計画課に平成28年12月19日までに必着するように提出してください。

（平成28年12月5日揭示済）

奈良市告示第791号

大和都市計画（奈良国際文化観光都市建設計画）地区計画を決定するため、都市計画法（昭和43年法律第100号）第17条第1項の規定により次のとおり公告し、当該都市計画の案を公衆の縦覧に供します。

平成28年12月5日

奈良市長 仲川元庸

1 決定に係る都市計画の種類

大和都市計画（奈良国際文化観光都市建設計画）地区計画
大宮通り交流拠点地区

2 決定に係る都市計画を定める土地の区域

奈良市三条大路一丁目の一部

- 3 縦覧場所
奈良市二条大路南一丁目1番1号
奈良市都市整備部都市計画課
- 4 縦覧期間
平成28年12月5日から平成28年12月19日まで
- 5 意見書の提出要領
この都市計画の案について意見書を提出しようとする者は、案の種類、意見の要旨及びその理由を具体的に記載し、住所、氏名及び連絡先を併記した文書1通を市長宛てとし、奈良市都市整備部都市計画課に平成28年12月19日までに必着するように提出してください。
(平成28年12月5日揭示済)

奈良市告示第792号

奈良市住居表示に関する条例（昭和42年奈良市条例第21号）第3条の規定により、次のとおり住居番号をつけたので、同条例第3条第4項の規定により告示します。

平成28年12月5日

奈良市長 仲 川 元 庸

次のとおり省略

(平成28年12月5日揭示済)

奈良市告示第793号

奈良市自転車等の安全利用に関する条例（昭和59年奈良市条例第23号）第9条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第10条第1項の規定により告示します。

平成28年12月5日

奈良市長 仲 川 元 庸

- 1 移動理由
自転車等放置禁止区域に放置されていたため。
- 2 移動年月日
平成28年12月2日
- 3 移動対象区域

近鉄奈良駅周辺、近鉄大和西大寺駅周辺、近鉄西ノ京駅周辺及び近鉄平城駅周辺自転車等放置禁止区域
以下省略

(平成28年12月5日揭示済)

奈良市告示第794号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定による道路の位置を次のとおり指定したので建築基準法施行規則（昭和25年建設省令第40号）第10条の規定により公告します。

平成28年12月6日

奈良市長 仲 川 元 庸

申請者住所	奈良県北葛城郡河合町大字池部151番地の1
申請者氏名	洋国開発株式会社 代表取締役 岡本 健嗣
道路の位置	奈良市五条二丁目561番、566番の各一部
道路の幅員	最大4.2m 最小4.2m
道路の延長	36.86m
指定年月日	平成28年12月6日
指定番号	第H2806号

(平成28年12月6日揭示済)

奈良市告示第795号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2の規定により指定医療機関から次のとおり変更した旨の届出がありましたので、同法第55条の3の規定により次のとおり告示します。

平成28年12月6日

奈良市長 仲 川 元 庸

	医療機関の名称	医療機関の所在地	変更年月日
旧	イオン薬局 奈良店	奈良県奈良市西大寺東町二丁目4-1 1F	平成28年9月30日
新	イオン薬局 イオンスタイル奈良	奈良県奈良市西大寺東町二丁目4-1 1F	

(平成28年12月6日揭示済)

奈良市告示第796号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第4項の規定において準用する同法第50条の2の規定により指定

介護機関から次のとおり変更した旨の届出がありましたので、同法第55条の3の規定により告示します。

平成28年12月6日

奈良市長 仲 川 元 庸

	指定介護機関		開設者	変更年月日
	名称	所在地		
旧	学園前西ヘルパーステーション	奈良県奈良市二名三丁目1148番地	社会福祉法人奈良苑	平成28年11月1日
新	ヘルパーステーション マイライフ	奈良県奈良市二名三丁目1053番地1	社会福祉法人奈良苑	

(平成28年12月 6日揭示済)

奈良市告示第797号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第4項の規定において準用する同法第50条の2の規定により指定

介護機関から事業を廃止した旨の届出がありましたので、同法第55条の3の規定により告示します。

平成28年12月 6日

奈良市長 仲 川 元 庸

指定介護機関		廃止した施設又は廃止した事業の種類	廃止年月日
名称	所在地		
開設者			
名称	主たる事務所の所在地	居宅介護支援事業（介護計画作成）	平成28年10月31日
ケアプランセンター O H A N A	奈良県奈良市小倉町1231－ 2		
O H A N A 合同会社	奈良県奈良市小倉町1231－ 2		

(平成28年12月 6日揭示済)

奈良市告示第798号

奈良市自転車等の安全利用に関する条例（昭和59年奈良市条例第23号）第9条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第10条第1項の規定により告示します。

平成28年12月 6日

奈良市長 仲 川 元 庸

- 移動理由
自転車等放置禁止区域に放置されていたため。
- 移動年月日
平成28年12月 6日
- 移動対象区域
JR奈良駅周辺、近鉄学園前駅周辺、近鉄富雄駅周辺及び近鉄菖蒲池駅周辺自転車等放置禁止区域
以下省略

(平成28年12月 6日揭示済)

奈良市告示第799号

次のとおり一般競争入札に付しますので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項及び奈良

市契約規則（昭和40年奈良市規則第43号）第2条の規定により公告します。

平成28年12月 9日

奈良市長 仲 川 元 庸

1 入札に付する事項

- 業 務 名 地理情報システム機能更新業務
- 詳 細 別紙仕様書のとおり
- 業務場所 奈良市内一円
- 業務期間 契約の日から平成29年 3月31日（金）まで
- 担 当 課 奈良市建設部土木管理課
電話 0742-34-4893

以下省略

(平成28年12月 9日揭示済)

奈良市告示第800号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項の規定により、同法による介護扶助を担当する機関を次のとおり指定しましたので、同法第55条の3の規定により告示します。

平成28年12月 9日

奈良市長 仲 川 元 庸

指定介護機関		施設又は実施する事業の種類	指定年月日
名称	所在地		
開設者			
名称	主たる事務所の所在地		
ケアプランセンタールピナス	奈良県奈良市大宮町四丁目275番地の5 森村第2ビル303号室	居宅介護支援事業（介護計画作成）	平成28年12月 1 日
株式会社ルピナス	大阪府泉南郡熊取町小谷北一丁目18番32号		
やぐらケアマネ	奈良県奈良市朱雀三丁目4番地15 サニーハウス1号地	居宅介護支援事業（介護計画作成）	平成28年12月 1 日
株式会社シニアトータルサポート	京都府木津川市兜台四丁目15番地1		

やぐら訪問介護	奈良県奈良市朱雀三丁目4番地15 サニーハウス1号地	居宅 訪問介護 介護予防 訪問介護	平成28年12月1日
株式会社シニアトータルサポート	京都府木津川市兜台四丁目15番地1		
(平成28年12月9日揭示済)		内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第10条第1項の規定により告示します。 平成28年12月9日 奈良市長 仲 川 元 庸	
奈良市告示第801号 国税徴収法（昭和34年法律第147号）第54条の規定に基づく差押調書謄本については、その送達を受けるべき者の住所等が不明のため送達することができないので、地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2第1項の規定により、次のとおり公示送達します。 なお、この公示送達に係る関係書類は、財務部税務室滞納整理課で保管し、送達を受けるべき者から交付の申出があればいつでも交付します。 平成28年12月9日 奈良市長 仲 川 元 庸		1 移動理由 自転車等放置禁止区域に放置されていたため。 2 移動年月日 平成28年12月8日 3 移動対象区域 J R奈良駅周辺、近鉄新大宮駅周辺及び近鉄高の原駅周辺自転車等放置禁止区域 以下省略 (平成28年12月9日揭示済)	
1 送達をすべき文書 差押調書謄本 2 送達を受けるべき者 省略 (平成28年12月9日揭示済)		奈良市告示第803号 生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2の規定により指定医療機関から事業を廃止した旨の届出がありましたので、同法第55条の3の規定により次のとおり告示します。 平成28年12月13日 奈良市長 仲 川 元 庸	
奈良市告示第802号 奈良市自転車等の安全利用に関する条例（昭和59年奈良市条例第23号）第9条の規定により自転車等放置禁止区域			
医療機関の名称		医療機関の所在地	廃止年月日
まえだ整形外科		奈良県奈良市東紀寺町二丁目10番地13	平成28年10月31日
株式会社 ゆうき薬局		奈良県奈良市東紀寺町二丁目10-12	平成28年10月31日
(平成28年12月13日揭示済)		り医療機関を指定しましたので、同法第55条の3の規定により告示します。 平成28年12月13日 奈良市長 仲 川 元 庸	
奈良市告示第804号 生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条の規定によ			
医療機関の名称		医療機関の所在地	指定年月日
まえだ整形外科		奈良県奈良市紀寺町864番地1	平成28年11月1日
ゆうき薬局		奈良県奈良市紀寺町864-1	平成28年11月1日
(平成28年12月13日揭示済)			
奈良市告示第805号 生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第4項の規定において準用する同法第50条の2の規定により指定介護機関から事業を休止した旨の届出がありましたので、同法第55条の3の規定により告示します。 平成28年12月13日 奈良市長 仲 川 元 庸			

指定介護機関		休止した施設又は休止した事業の種類	休止年月日
名称	所在地		
開設者			
名称	主たる事務所の所在地	居宅介護支援事業（介護計画作成）	平成28年12月 1 日
えにしケアステーション	奈良県奈良市神殿町166－2 神殿マンション1号棟101号室		
合同会社えにしケアステーション	京都府木津川市木津八ヶ坪3番地23		

(平成28年12月13日揭示済)

介護機関から事業を廃止した旨の届出がありましたので、同法第55条の3の規定により告示します。

平成28年12月13日

奈良市長 仲 川 元 庸

奈良市告示第806号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第4項の規定において準用する同法第50条の2の規定により指定

指定介護機関		廃止した施設又は廃止した事業の種類	廃止年月日
名称	所在地		
開設者			
名称	主たる事務所の所在地	居宅介護支援事業（介護計画作成）	平成28年10月31日
ケアプランセンターしもたか	奈良県奈良市秋篠町1180－36 カサベルデ秋篠台102		
株式会社ケアプランセンターしもたか	京都府相楽郡精華町下狛流口 5 番地18		

(平成28年12月13日揭示済)

とおり指定しましたので、同法第55条の3の規定により告示します。

平成28年12月13日

奈良市長 仲 川 元 庸

奈良市告示第807号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項の規定により、同法による介護扶助を担当する機関を次の

指定介護機関		施設又は実施する事業の種類	指定年月日
名称	所在地		
開設者			
名称	主たる事務所の所在地	居宅 居宅療養管理指導 介護予防 居宅療養管理指導	平成28年12月 1 日
阪神調剤薬局 奈良帝塚山店	奈良県奈良市三碓町2073－5		
株式会社 阪神調剤薬局	兵庫県芦屋市大槻町 1 番18号		

(平成28年12月13日揭示済)

定により施術者の指定をしましたので、同法第55条の3の規定により次のとおり告示します。

平成28年12月13日

奈良市長 仲 川 元 庸

奈良市告示第808号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条第1項の規

指定施術者の氏名		施術の種類	指定年月日
施術所の名称	施術所の所在地		
高柳 麗子		あんま	平成28年 5 月23日
株式会社フレアス	奈良県奈良市白毫寺町835番地の1 大和紀寺ビル305号		
高柳 麗子		はり・きゅう	平成28年 5 月23日
株式会社フレアス	奈良県奈良市白毫寺町835番地の1 大和紀寺ビル305号		

(平成28年12月13日揭示済)

奈良市告示第809号

奈良市自転車等の安全利用に関する条例（昭和59年奈良市条例第23号）第9条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第10条第1項の規定により告示します。

平成28年12月13日

奈良市長 仲 川 元 庸

1 移動理由

自転車等放置禁止区域に放置されていたため。

2 移動年月日

平成28年12月13日

3 移動対象区域

J R 奈良駅周辺及び近鉄新大宮駅周辺自転車等放置禁止区域

以下省略

(平成28年12月13日揭示済)

奈良市告示第810号

奈良市観光自動車駐車場条例（平成12年奈良市条例第17号）第3条の3第2項の規定により次のとおり臨時に開場します。

平成28年12月14日

奈良市長 仲 川 元 庸

施 設 名	臨時に開場する日時
奈良市転害門前観光駐車場	平成28年12月31日午後8時～ 平成29年1月1日午前8時

(平成28年12月14日揭示済)

奈良市告示第811号

平成28年度後期高齢者医療保険料額決定通知書兼納入通知書を郵送しましたが、その送達を受けるべき者の住所等が不明のため送達することができないので、高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）第112条において準用する地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により、別紙のとおり公示送達します。

なお、この公示送達に係る関係書類は、保健福祉部保険医療室福祉医療課で保管し、送達を受けるべき者から交付の申出があればいつでも交付します。

平成28年12月14日

奈良市長 仲 川 元 庸

別紙省略

(平成28年12月14日揭示済)

奈良市告示第812号

次のとおり一般競争入札に付しますので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項及び奈良市契約規則（昭和40年奈良市規則第43号）第2条の規定により公告します。

平成28年12月15日

奈良市長 仲 川 元 庸

1 入札に付する事項

(1) 業 務 名 橋梁定期点検業務委託（法華寺町地内他・北部第496号線（神明橋）他）

(2) 業務場所 奈良市法華寺町地内他

(3) 業務期間 契約の日から平成29年3月31日まで

(4) 業務概要 橋梁定期点検業務 一式
・神明橋（L=9.4m W=4.0m）

他31橋

以下省略

(平成28年12月15日揭示済)

奈良市告示第813号

次のとおり一般競争入札に付しますので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項及び奈良市契約規則（昭和40年奈良市規則第43号）第2条の規定により公告します。

平成28年12月15日

奈良市長 仲 川 元 庸

1 入札に付する事項

(1) 工 事 名 佐保川小学校他1校空調設備改修工事

(2) 工事場所 奈良市法蓮町229番地の1他

(3) 工事期間 契約の日から平成29年3月17日まで

(4) 工事概要 機械設備工事一式 電気設備工事一式

(5) 予定価格 8,180千円
(消費税及び地方消費税を除く。)

(6) 最低制限基準価格 6,916千円
(消費税及び地方消費税を除く。)

以下省略

(平成28年12月15日揭示済)

奈良市告示第814号

次のとおり電子入札による一般競争入札に付しますので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項及び奈良市契約規則（昭和40年奈良市規則第43号）第2条の規定により公告します。

平成28年12月15日

奈良市長 仲 川 元 庸

1 入札に付する事項

道路修繕工事（山町地内・南部第452号線）ほか6件（各工事の工事件名、工事場所、工期、工事概要、予定価格、最低制限基準価格及び最低制限モデル型算出価格は別表のとおり）

以下省略

(平成28年12月15日揭示済)

奈良市告示第815号

奈良市自転車等の安全利用に関する条例（昭和59年奈良市条例第23号）第9条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管し

たので、同条例第10条第1項の規定により告示します。

平成28年12月15日

奈良市長 仲川元庸

1 移動理由

自転車等放置禁止区域に放置されていたため。

2 移動年月日

平成28年12月15日

3 移動対象区域

J R 奈良駅周辺、近鉄学園前駅周辺及び近鉄富雄駅周辺自転車等放置禁止区域

以下省略

(平成28年12月15日掲示済)

奈良市告示第816号

奈良市自転車等の安全利用に関する条例（昭和59年奈良市条例第23号）第9条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第10条第1項の規定により告示します。

平成28年12月16日

奈良市長 仲川元庸

1 移動理由

自転車等放置禁止区域に放置されていたため。

2 移動年月日

平成28年12月16日

3 移動対象区域

J R 奈良駅周辺及び近鉄新大宮駅周辺自転車等放置禁止区域

以下省略

(平成28年12月16日掲示済)

奈良市告示第817号

奈良市観光案内所規則（平成21年奈良市規則第60号）第5条ただし書及び第6条第2項の規定により、次のとおり観光案内所を臨時に休館するとともに、開館時間を変更します。

平成28年12月16日

奈良市長 仲川元庸

1 休館日

施設名	休館日
奈良市観光センター	平成28年12月31日～ 平成29年1月3日

2 開館時間の変更

平成28年12月31日及び平成29年1月1日の開館時間を次のとおりとする。

施設名	開館時間
奈良市近鉄奈良駅観光案内所	平成28年12月31日 午前9時から午後12時まで 平成29年1月1日 午前0時から午前6時まで 及び午前9時から午後9時まで (12月31日夕方から翌1月1日まで終夜開館)
奈良市総合観光案内所	

(平成28年12月16日掲示済)

奈良市告示第818号

奈良市自転車等の安全利用に関する条例（昭和59年奈良市条例第23号）第9条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第10条第1項の規定により告示します。

平成28年12月19日

奈良市長 仲川元庸

1 移動理由

自転車等放置禁止区域に放置されていたため。

2 移動年月日

平成28年12月17日

3 移動対象区域

J R 奈良駅周辺及び近鉄奈良駅周辺自転車等放置禁止区域

以下省略

(平成28年12月19日掲示済)

奈良市告示第819号

平成28年奈良市議会12月定例会において成立した次に掲げる予算の要領を地方自治法（昭和22年法律第67号）第219条第2項の規定により別紙のとおり公表します。

平成28年12月19日

奈良市長 仲川元庸

1 平成28年度奈良市一般会計補正予算（第3号）

2 平成28年度奈良市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）

3 平成28年度奈良市土地地区画整理事業特別会計補正予算（第1号）

4 平成28年度奈良市介護保険特別会計補正予算（第3号）

5 平成28年度奈良市病院事業会計補正予算（第1号）

6 平成28年度奈良市水道事業会計補正予算（第1号）

7 平成28年度奈良市都祁水道事業会計補正予算（第1号）

8 平成28年度奈良市月ヶ瀬簡易水道事業会計補正予算（第1号）

9 平成28年度奈良市下水道事業会計補正予算（第1号）

第1表 歳入歳出予算補正
歳 入

款	項	補正前の額	補 正 額	計
分 担 金 及 び 負 担 金		千円 1,449,593	千円 3,000	千円 1,452,593
13. 負 担 金	1 . 分 担 金	450	3,000	3,450
15. 国 庫 支 出 金		24,014,150	224,634	24,238,784
	1 . 国 庫 負 担 金	19,244,486	40,000	19,284,486
	2 . 国 庫 補 助 金	3,099,370	156,997	3,256,367
	4 . 国 庫 交 付 金	1,548,232	27,637	1,575,869
16. 県 支 出 金		7,323,955	92,410	7,416,365
	1 . 県 負 担 金	5,536,090	20,000	5,556,090
	2 . 県 補 助 金	1,500,794	72,410	1,573,204
20. 繰 越 金		653,040	259,487	912,527
	1 . 繰 越 金	653,040	259,487	912,527
22. 市 債		12,903,500	110,000	13,013,500
	1 . 市 債	12,903,500	110,000	13,013,500
歳 入	合 計	129,276,211	689,531	129,965,742

平成28年度奈良市一般会計
補正予算（第3号）

平成28年度奈良市の一般会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。
(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ689,531千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ129,965,742千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款・項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

(債務負担行為の補正)

第2条 債務負担行為の追加は、「第2表 債務負担行為補正」による。

(地方債の補正)

第3条 地方債の変更は、「第3表 地方債補正」による。

款	項	補正前の額	補正額	計
6. 農林水産業費		千円 501,569	千円 35,052	千円 536,621
	1. 農林費	501,569	35,052	536,621
7. 商工費		1,576,169	5,318	1,581,487
	1. 商工費	1,576,169	5,318	1,581,487
8. 観光費		1,025,177	△ 10,687	1,014,490
	1. 観光費	1,025,177	△ 10,687	1,014,490
9. 土木費		9,812,545	15,010	9,827,555
	1. 土木管理費	9,930	7,714	104,644
	2. 道路橋梁費	2,799,577	10,507	2,810,084
	3. 河川費	286,697	3,367	290,064
10. 消防費	4. 都市計画費	4,099,996	△ 6,009	4,093,987
	6. 住宅費	600,424	△ 569	599,855
11. 教育費	1. 消防費	3,840,521	7,265	3,847,786
	1. 消防費	3,840,521	7,265	3,847,786
12. 災害復旧費		11,028,678	147,232	11,175,910
	1. 教育総務費	2,587,402	63,734	2,651,136
	2. 小学校費	1,951,874	31,358	1,983,232
	3. 中学校費	703,760	△ 3,086	700,674
	4. 高等学校費	972,050	23,403	995,453
	5. 幼稚園費	979,744	23,694	1,003,438
	7. 保健体育費	2,484,666	8,129	2,492,795
歳出合計		46,000	7,000	53,000
	農林水産業施設 1. 災害復旧費	7,000	7,000	14,000

歳出

款	項	補正前の額	補正額	計
1. 議会費		千円 701,220	千円 5,136	千円 706,356
	1. 議会費	701,220	5,136	706,356
2. 総務費		14,974,672	63,048	15,037,720
	1. 総務管理費	10,938,409	99,889	11,038,298
	3. 徴税費	1,345,713	△ 38,660	1,307,053
	戸籍住民 4. 基本台帳費	511,281	△ 727	510,554
	5. 選挙費	180,523	5,902	186,425
	6. 統計調査費	39,701	△ 11,557	28,144
	7. 監査委員費	75,190	8,201	83,391
3. 民生費		56,477,254	335,922	56,813,176
	1. 社会福祉費	25,409,011	117,758	25,526,769
	2. 児童福祉費	17,481,457	219,588	17,701,045
	3. 生活保護費	13,378,670	△ 906	13,377,764
4. 衛生費	4. 国民年金 国民事務費	208,116	△ 518	207,598
		11,212,058	83,624	11,295,682
5. 労働費	1. 保健衛生費	1,887,067	44,899	1,931,966
	2. 保健所費	1,862,487	14,389	1,876,876
	3. 清掃費	6,778,018	12,925	6,790,943
	4. 上下水道費	684,486	11,411	695,897
5. 労働費		114,545	△ 4,389	110,156
	1. 労働諸費	114,545	△ 4,389	110,156

第2表 債務負担行為補正

1. 追加分

事 項	期 間	限 度 額
こども園給食調理業務委託	平成28年度から 平成29年度まで	千円 361,866
農業用河川工作物応急対策事業	平成28年度から 平成29年度まで	48,000
中学校給食調理業務委託	平成28年度から 平成29年度まで	28,000
給食食材調達経費	平成28年度から 平成29年度まで	46,000
指定管理者による奈良市子ども発達センターの管理に要する経費	平成29年度から 平成33年度まで	協定に基づき決定した指定期間中に おける管理に要する額
指定管理者による奈良市青少年野外活動センターの管理に要する経費	平成29年度から 平成30年度まで	協定に基づき決定した指定期間中に おける管理に要する額
指定管理者による奈良町からくりおもちゃ館の管理に要する経費	平成29年度から 平成33年度まで	協定に基づき決定した指定期間中に おける管理に要する額

平成28年度奈良市国民健康保険
特別会計補正予算（第2号）

平成28年度奈良市の国民健康保険特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ9,000千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ43,822,080千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款・項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

第3表 地方債補正

1. 変更分

起 債 の 目 的	限 度 額	
	補 正 前	補 正 後
福祉施設整備事業	千円 185,900	千円 244,700
保健衛生施設整備事業	64,500	101,500
土地盤整備事業	8,900	10,500
道路事業	1,452,600	1,456,600
河川事業	147,500	154,000
災害復旧事業	37,900	40,000
計	12,903,500	13,013,500

平成28年度奈良市土地区画整理
事業特別会計補正予算（第1号）

平成28年度奈良市の土地区画整理事業特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ15,500千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1,418,500千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款・項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正
歳 入

款	項	補正前の額	補 正 額	計
9.繰入金		千円 2,796,170	千円 △ 9,000	千円 2,787,170
	1.繰入金	2,795,931	△ 9,000	2,786,931
歳入	合 計	43,831,080	△ 9,000	43,822,080

歳 出

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1.総務費		千円 349,230	千円 △ 9,000	千円 340,230
	1.総務管理費	273,162	△ 9,000	264,162
歳出	合 計	43,831,080	△ 9,000	43,822,080

第1表 歳入歳出予算補正
歳 入

款	項	補正前の額	補 正 額	計
3. 繰 入 金		千円 866,584	千円 △ 15,500	千円 851,084
	1. 繰 入 金	866,584	△ 15,500	851,084
歳 入	合 計	1,434,000	△ 15,500	1,418,500

歳 出

款	項	補正前の額	補 正 額	計
西大寺駅南 1. 地区土地区画 整理事業費		千円 377,000	千円 △ 5,000	千円 372,000
	西大寺駅南 1. 地区土地区画 整理事業費	377,000	△ 5,000	372,000
JR奈良駅南 2. 地区土地区画 整理事業費		315,500	△ 10,500	305,000
	JR奈良駅南 1. 地区土地区画 整理事業費	315,500	△ 10,500	305,000
歳 出	合 計	1,434,000	△ 15,500	1,418,500

平成28年度奈良市介護保険
特別会計補正予算（第3号）

平成28年度奈良市の介護保険特別会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによ
る。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ5,300千円を減額し、歳入歳出
予算の総額を歳入歳出それぞれ28,225,953千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款・項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出
予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正
歳 入

款	項	補正前の額	補 正 額	計
6. 繰 入 金		千円 4,223,243	千円 △ 5,300	千円 4,217,943
	一 般 会 計 金 1. 繰 入	4,157,558	△ 5,300	4,152,258
歳 入	合 計	28,231,253	△ 5,300	28,225,953

歳 出

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1. 総 務 費		千円 629,829	千円 △ 5,300	千円 624,529
	1. 総 務 管 理 費	312,035	△ 5,300	306,735
歳 出	合 計	28,231,253	△ 5,300	28,225,953

平成28年度奈良市病院事業会計
補正予算 (第1号)

(総則)
第1条 平成28年度奈良市病院事業会計補正予算 (第1号) は、次に定めるところによる。
(収益的収入及び支出)
第2条 平成28年度奈良市病院事業会計予算 (以下「予算」という。) 第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を、次のとおり補正する。

(科 目)	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
収 入			
第1款 病 院 事 業 収 益	675,210千円	1,892千円	677,102千円
第2項 医 業 外 収 益	493,229千円	1,892千円	495,121千円
支 出			
第1款 病 院 事 業 費 用	864,000千円	1,892千円	865,892千円
第1項 医 業 費 用	702,004千円	1,892千円	703,896千円

平成28年度奈良市水道事業会計
補正予算（第1号）

（総則）

第1条 平成28年度奈良市水道事業会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（収益的収入及び支出）

第2条 平成28年度奈良市水道事業会計予算（以下「予算」という。）第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

（科 目）	（既決予定額）	（補正予定額）	（計）
収 入			
第1款 水道事業収益	8,763,000千円	125千円	8,763,125千円
第2項 営業外収益	1,225,512千円	125千円	1,225,637千円
支 出			
第1款 水道事業費用	8,138,000千円	△19,335千円	8,118,665千円
第1項 営業費用	7,417,649千円	△19,335千円	7,398,314千円

（資本的収入及び支出）

第3条 予算第4条本文括弧書中「不足する額2,360,000千円」を「不足する額2,373,455千円」に、「過年度分損益勘定留保資金857,441千円、当年度分損益勘定留保資金1,502,559千円」を「過年度分損益勘定留保資金125,226千円、当年度分損益勘定留保資金1,548,229千円及び水道老朽施設更新積立金700,000千円」に改め、資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

（科 目）	（既決予定額）	（補正予定額）	（計）
収 入			
第1款 資本的収入	1,946,000千円	1,280千円	1,947,280千円
第2項 負担金	394,688千円	1,280千円	395,968千円

支 出			
第1款 資本的支出	4,306,000千円	14,735千円	4,320,735千円
第1項 施設整備事業費	1,360,863千円	△11,639千円	1,349,224千円
第2項 施設費	582,066千円	20,072千円	602,138千円
第3項 配水施設改良費	687,049千円	6,302千円	693,351千円
（議会の議決を経なければ流用することのできない経費）			
第4条 予算第10条に定めた経費の金額を次のように改める。			
（科 目）	（既決予定額）	（補正予定額）	（計）
(1) 職員給与費	1,589,072千円	△4,600千円	1,584,472千円
（他会計からの補助金）			
第5条 予算第11条に定めた補助を受ける金額を次のように改める。			
（科 目）	（既決予定額）	（補正予定額）	（計）
(2) 東部地域等水道整備事業簡易水道事業貸元利償還補助金	116,238千円	1,405千円	117,643千円

平成28年度奈良市都祁水道事業会計
補正予算（第1号）

（総則）

第1条 平成28年度奈良市都祁水道事業会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（収益的収入及び支出）

第2条 平成28年度奈良市都祁水道事業会計予算（以下「予算」という。）第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

（科 目）	（既決予定額）	（補正予定額）	（計）
収 入			
第1款 水道事業収益	414,000千円	△374千円	413,626千円
第2項 営業外収益	262,362千円	△374千円	261,988千円
支 出			
第1款 水道事業費用	477,480千円	137千円	477,617千円
第1項 営業費用	395,448千円	137千円	395,585千円

（資本的収入及び支出）

第3条 予算第4条本文括弧書中「不足する額104,580千円」を「不足する額94,200千円」に、「過年度分損益勘定留保資金11,260千円」を「過年度分損益勘定留保資金22,522千円」に、「当年度分損益勘定留保資金93,320千円」を「当年度分損益勘定留保資金71,678千円」に改め、資本的収入の予定額を次のとおり補正する。

（科 目）	（既決予定額）	（補正予定額）	（計）
収 入			
第1款 資本的収入	107,510千円	10,380千円	117,890千円
第2項 負担金	95,335千円	10,380千円	105,715千円

（議会の議決を経なければ流用することのできない経費）

第4条 予算第8条に定めた経費の金額を次のように改める。

（科 目）	（既決予定額）	（補正予定額）	（計）
(1) 職員給与費	14,756千円	137千円	14,893千円
（他会計からの補助金）			
第5条 予算第9条に定めた補助を受ける金額を次のように改める。			
（科 目）	（既決予定額）	（補正予定額）	（計）
(1) 簡易水道事業債元利償還補助金	119,139千円	10,335千円	129,474千円
(2) 高料金対策補助金	119,476千円	△329千円	119,147千円

平成28年度奈良市下水道事業会計
補正予算（第1号）

(総則)
第1条 平成28年度奈良市下水道事業会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

(収益的収入及び支出)
第2条 平成28年度奈良市下水道事業会計予算（以下「予算」という。）第3条に定め
た収益的支出の予定額を次のとおり補正する。

(科 目)	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
支 出			
第1款 下水道事業費用	8,099,000千円	△65,991千円	8,033,009千円
第1項 営業費用	7,173,644千円	△65,991千円	7,107,653千円

(資本的収入及び支出)
第3条 予算第4条本文括弧書中「不足する額877,000千円」を「不足する額850,991千円」に、「過年度分損益勘定留保資金203,410千円」を「過年度分損益勘定留保資金264,433千円」に、「当年度分損益勘定留保資金673,590千円」を「当年度分損益勘定留保資金586,558千円」に改め、資本的支出の予定額を次のとおり補正する。

(科 目)	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
支 出			
第1款 資本的支出	4,548,000千円	△26,009千円	4,521,991千円
第1項 建設改良費	1,098,205千円	△26,009千円	1,072,196千円

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)
第4条 予算第9条に定めた経費の金額を次のように改める。

(科 目)	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
(1) 職員給与費	329,950千円	△92,000千円	237,950千円

平成28年度奈良市月々瀬簡易水道
事業会計補正予算（第1号）

(総則)
第1条 平成28年度奈良市月々瀬簡易水道事業会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

(収益的収入及び支出)
第2条 平成28年度奈良市月々瀬簡易水道事業会計予算（以下「予算」という。）第3
条に定めた収益的支出の予定額を次のとおり補正する。

(科 目)	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
支 出			
第1款 簡易水道事業費用	151,800千円	750千円	152,550千円
第1項 営業費用	135,294千円	750千円	136,044千円

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)
第3条 予算第7条に定めた経費の金額を次のように改める。

(科 目)	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
(1) 職員給与費	10,794千円	750千円	11,544千円

(平成28年12月19日揭示済)

奈良市告示第820号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により、開発行為に関する工事が完了したことを次のとおり公告します。

なお、当該開発区域を表示した図書は、奈良市都市整備部開発指導課において一般の閲覧に供します。

平成28年12月19日

奈良市長 仲川元庸

- 許可の年月日及び番号
平成28年 8月12日 奈良市指令整開 第16A-16号
- 検査済証の交付年月日及び番号
開発行為 平成28年12月19日 第1549号
公共施設 平成28年12月19日 第740号
- 開発区域に含まれる地域
奈良市学園朝日元町一丁目1898番1、1898番5、1898番6、1898番20、1898番23、1898番24、1898番25、1898番31、1898番33、1898番34及び1899番14
- 開発許可を受けた者の住所及び氏名
奈良市左京三丁目18番地の20
有限会社友舞 代表取締役 沖汐 弘美
- 公共施設の種類、位置及び区域
 - 道路
奈良市学園朝日元町一丁目1898番23の一部及び1898番31
 - 公園
奈良市学園朝日元町一丁目1898番6の一部及び1899番14の一部

(平成28年12月19日揭示済)

奈良市告示第821号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第19条第1項の規定により大和都市計画（奈良国際文化観光都市建設計画）地区計画を決定しましたので、同法第20条第1項の規定により次のとおり告示し、同条第2項の規定により当該都市計画の図書を奈良市都市整備部都市計画課において公衆の縦覧に供します。

平成28年12月20日

奈良市長 仲川元庸

- 決定に係る都市計画の種類及び名称
大和都市計画（奈良国際文化観光都市建設計画）地区計画
左京五丁目地区計画
- 決定に係る都市計画を定める土地の区域
奈良市左京五丁目の一部

(平成28年12月20日揭示済)

奈良市告示第822号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第19条第1項の規定により大和都市計画（奈良国際文化観光都市建設計画）生産緑地地区を変更しましたので、同法第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定により次のとおり告示し、同条第2項の規定により当該都市計画の図書を奈良市都市整備部都市計画課において公衆の縦覧に供します。

平成28年12月20日

奈良市長 仲川元庸

- 変更に係る都市計画の種類
大和都市計画（奈良国際文化観光都市建設計画）生産緑地地区
- 変更に係る都市計画を定める土地の区域
奈良市秋篠町、学園南三丁目、西大寺芝町二丁目、三条大路三丁目、敷島町一丁目、敷島町二丁目、四条大路五丁目、平松二丁目、平松三丁目、平松五丁目、法蓮町、三碓三丁目及び六条一丁目の各一部

(平成28年12月20日揭示済)

奈良市告示第823号

農業振興地域の整備に関する法律（昭和44年法律第58号）第8条第1項の規定に基づき定めた農業振興地域整備計画は、同法第13条の規定に基づき変更しましたので、同条第4項において準用する同法第12条第1項の規定に基づき公告し、当該変更後の農業振興地域整備計画書の写しを同法第13条第4項において準用する同法第12条第2項の規定に基づき、次のとおり縦覧に供します。

平成28年12月20日

奈良市長 仲川元庸

- 変更した農業振興地域整備計画の名称
奈良農業振興地域整備計画
- 変更後の農業振興地域整備計画書の写しの縦覧場所
奈良市二条大路南一丁目1番1号
奈良市観光経済部農林課内

(平成28年12月20日揭示済)

奈良市告示第824号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条の規定により医療機関を指定しましたので、同法第55条の3の規定により告示します。

平成28年12月20日

奈良市長 仲川元庸

医療機関の名称	医療機関の所在地	指定年月日
あかね薬局	奈良県奈良市朱雀五丁目17番地1-1	平成28年12月1日

133、413番1、413番4、413番5、413番6、413番7、413番8、413番9、419番3、419番4、419番5、419番6、419番7、420番1、420番2、420番3、420番4、420番5及び420番6

4 開発許可を受けた者の住所及び氏名

大阪市中央区瓦町二丁目4番5号

三都住建株式会社 代表取締役 五十嵐 直秀

5 公共施設の種類、位置及び区域

(1) 道路

奈良市疋田町407番11、407番111、407番112、407番113、407番114、407番115、407番116、413番1、413番4、413番5、419番3、419番4、420番1及び420番2

(2) 下水道

奈良市疋田町407番11、407番111、407番112、407番113、407番114、407番115、407番116、413番1、413番4、413番5、419番3、419番4、420番1及び420番2

(3) 公園

奈良市疋田町407番117

(4) 防火水槽

奈良市疋田町407番118

(平成28年12月21日揭示済)

奈良市告示第829号

奈良市グリーンホールの指定管理者を指定したので、奈良市公の施設における指定管理者の指定の手続等に関する条例（平成17年奈良市条例第85号）第4条第3項の規定により次のとおり告示します。

平成28年12月21日

奈良市長 仲 川 元 庸

1 指定管理者を指定する公の施設

奈良市中登美ヶ丘三丁目1994番地の10

奈良市グリーンホール

2 指定管理者の所在地及び名称

奈良市鶴舞東町1番79-101号 鶴舞保育園内

グリーンファミリー

会長 芦田 一彦

3 指定管理者の指定の期間

平成29年4月1日から平成30年3月31日まで

4 指定管理者が行う業務の範囲

(1) 奈良市グリーンホール条例第3条に規定する事業の実施に関すること。

(2) 奈良市グリーンホールの使用承認及び使用制限に関すること。

(3) 奈良市グリーンホールの施設及び附属設備の維持管理に関すること。

(4) その他市長が定めること。

(平成28年12月21日揭示済)

奈良市告示第830号

奈良町からくりおもちゃ館の指定管理者を指定したので、奈良市公の施設における指定管理者の指定の手続等に関する条例（平成17年奈良市条例第85号）第4条第3項の規定により次のとおり告示します。

平成28年12月21日

奈良市長 仲 川 元 庸

1 指定管理者を指定する公の施設

奈良市陰陽町7番地

奈良町からくりおもちゃ館

2 指定管理者の所在地及び名称

奈良市薬師堂町31番地

特定非営利活動法人からくりおもちゃ塾奈良町

理事長 鎌田 道隆

3 指定管理者の指定の期間

平成29年4月1日から平成34年3月31日まで

4 指定管理者が行う業務の範囲

(1) 奈良町からくりおもちゃ館条例第3条に規定する事業の実施に関すること。

(2) 奈良町からくりおもちゃ館の利用制限に関すること。

(3) 奈良町からくりおもちゃ館の施設及び附属設備の維持管理に関すること。

(4) その他市長が定めること。

(平成28年12月21日揭示済)

奈良市告示第831号

平成28年度国民健康保険料決定通知書を郵送しましたが、その送達を受けるべき者の住所等が不明のため送達することができないので奈良市国民健康保険条例（昭和34年奈良市条例第13号）第22条において準用する地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により、次のとおり公示送達します。

なお、この公示送達に係る関係書類は、奈良市保健福祉部国保年金課で保管し、送達を受けるべき者から交付の申し出があればいつでも交付します。

平成28年12月26日

奈良市長 仲 川 元 庸

1	この通知書の送達年月日	平成28年 6 月15日	
2	この公示送達により 変更する納期	変 更 前	第 1 期分 平成28年 6 月30日 第 2 期分 平成28年 8 月 1 日 第 3 期分 平成28年 8 月31日 第 4 期分 平成28年 9 月30日 第 5 期分 平成28年10月31日 第 6 期分 平成28年11月30日 第 7 期分 平成28年12月28日 第 8 期分 平成29年 1 月31日 第 9 期分 平成29年 2 月28日 第10期分 平成29年 3 月31日
		変 更 後	第 1 期分 平成29年 1 月31日 第 2 期分 平成29年 1 月31日 第 3 期分 平成29年 1 月31日 第 4 期分 平成29年 1 月31日 第 5 期分 平成29年 1 月31日 第 6 期分 平成29年 1 月31日 第 7 期分 平成29年 1 月31日 第 8 期分 平成29年 1 月31日 第 9 期分 平成29年 2 月28日 第10期分 平成29年 3 月31日
3	送達を受けるべき者	別紙公示送達名簿に記載	

別紙省略

(平成28年12月26日揭示済)

奈良市告示第832号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第48条第14項の規定により同条第 1 項ただし書の規定による特例許可についての公開による意見の聴取を行いますので、同条第15項の規定により次のとおり告示します。

平成28年12月26日

奈良市長 仲 川 元 庸

期	日	平成29年 1 月24日（火曜日） 午後 7 時から（1 時間程度）
場	所	奈良市百楽園四丁目 1 番 1 号 奈良市立青和こども園 リズム室
申 請 内 容	申請の要旨	第一種低層住居専用地域内に所在する、 青和こども園で調理した給食を鶴舞こ ども園へ配送することにより、建築基 準法上の用途制限が工場に該当するた め。
	申 請 者	奈良市長 仲川 元庸
	申 請 場 所	奈良市百楽園四丁目 1 番 1 号

- 1 この許可に利害関係を有する方はご出席ください。
- 2 この公開による意見の聴取の詳しいことについては、
奈良市都市整備部建築指導課までお問い合わせください。
電話：0742－34－4750（直通）

(平成28年12月26日揭示済)

奈良市告示第833号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の 2 の規定により指定医療機関から事業を休止した旨の届出がありましたので、同法第55条の 3 の規定により次のとおり告示します。

平成28年12月26日

奈良市長 仲 川 元 庸

医療機関の名称	医療機関の所在地	休止年月日
橋本歯科医院	奈良県奈良市大宮町六丁目 3－21	平成28年10月31日

(平成28年12月26日揭示済)

奈良市告示第834号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条第2項において準用する同法第50条の2の規定により施術者から事業

指定施術者の氏名		廃止した施術の種類	廃止年月日
施術所の名称	施術所の所在地		
杉本 清彦		あんま	平成28年6月12日
株式会社フレアス	奈良県奈良市白毫寺町835番地の1 大和紀寺ビル305号		
杉本 清彦		はり・きゅう	平成28年6月12日
株式会社フレアス	奈良県奈良市白毫寺町835番地の1 大和紀寺ビル305号		

(平成28年12月26日揭示済)

奈良市告示第835号

奈良市自転車等の安全利用に関する条例（昭和59年奈良市条例第23号）第9条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第10条第1項の規定により告示します。

平成28年12月26日

奈良市長 仲川元庸

1 移動理由

自転車等放置禁止区域に放置されていたため。

2 移動年月日

平成28年12月20日

3 移動対象区域

J R 奈良駅周辺、近鉄大和西大寺駅周辺及び近鉄西ノ京駅周辺自転車等放置禁止区域

以下省略

(平成28年12月26日揭示済)

奈良市告示第836号

奈良市子ども発達センターの指定管理者を指定したので、奈良市公の施設における指定管理者の指定の手続等に関する条例（平成17年奈良市条例第85号）第4条第3項の規定により次のとおり告示します。

平成28年12月26日

奈良市長 仲川元庸

1 指定管理者を指定する公の施設

奈良市紀寺町580番地の2

奈良市子ども発達センター

2 指定管理者の所在地及び名称

生駒市元町二丁目14番8号

社会福祉法人宝山寺福祉事業団

理事長 辻村 泰範

3 指定管理者の指定の期間

平成29年4月1日から平成34年3月31日まで

4 指定管理者が行う業務の範囲

を廃止した旨の届出がありましたので、同法第55条の3の規定により次のとおり告示します。

平成28年12月26日

奈良市長 仲川元庸

(1) 奈良市子ども発達センター条例第3条（第2号を除く。）に規定する事業の実施に関すること。

(2) センター施設及び附属設備の維持管理に関すること。

(3) その他市長が定めること。

(平成28年12月26日揭示済)

奈良市告示第837号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により、開発行為に関する工事が完了したことを次のとおり公告します。

なお、当該開発区域を表示した図書は、奈良市都市整備部開発指導課において一般の閲覧に供します。

平成28年12月27日

奈良市長 仲川元庸

1 許可の年月日及び番号

平成28年9月13日 奈良市指令整開 第16A-27号

平成28年12月14日 奈良市指令整開 第16A-27-1号

2 検査済証の交付年月日及び番号

開発行為 平成28年12月27日 第1553号

公共施設 平成28年12月27日 第744号

3 開発区域に含まれる地域

奈良市平松一丁目98番1の一部、98番2の一部、98番3の一部、98番4、103番1の一部及び103番2の一部

4 開発許可を受けた者の住所及び氏名

奈良市西城戸町1番地の4

株式会社八州エイジェント

代表取締役 河合 浩

5 公共施設の種類、位置及び区域

(1) 道路

奈良市平松一丁目98番1の一部、98番2の一部、98番3の一部、98番4の一部、103番1の一部及び103番2の一部

(2) 下水道

奈良市平松一丁目98番1の一部、98番2の一部及び103番1の一部

(平成28年12月27日揭示済)

奈良市告示第838号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第 1 項第 5 号の規定による道路の位置を次のとおり指定したので建築基準法施行規則（昭和25年建設省令第40号）第10条の規定により公告します。

平成28年12月27日

奈良市長 仲 川 元 庸

申 請 者 住 所	奈良市法蓮町1987－ 1
申 請 者 氏 名	有限会社 やすらぎ住宅 取締役 前田 徳幸
道 路 の 位 置	奈良市東九条町583番地の一部
道 路 の 幅 員	最大6.00m 最小4.00m
道 路 の 延 長	26.87m
指 定 年 月 日	平成28年12月27日
指 定 番 号	第H2810号

(平成28年12月27日揭示済)

奈良市告示第839号

農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第18条第 1 項の規定に基づき農用地利用集積計画を定めたので、同法第19条の規定に基づき公告し、当該農用地利用集積計画を次のとおり縦覧します。

平成28年12月27日

奈良市長 仲 川 元 庸

- 1 農用地利用集積計画の縦覧場所
奈良市二条大路南一丁目 1 番 1 号
奈良市観光経済部農林課内

(平成28年12月27日揭示済)

奈良市告示第840号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第 3 項の規定により、開発行為に関する工事が完了したことを次のとおり公告します。

なお、当該開発区域を表示した図書は、奈良市都市整備部開発指導課において一般の閲覧に供します。

平成28年12月27日

奈良市長 仲 川 元 庸

- 1 許可の年月日及び番号
平成28年 6 月 1 日 奈良市指令整開 第16A－ 1 号
- 2 検査済証の交付年月日及び番号
開発行為 平成28年12月27日 第1554号
公共施設 平成28年12月27日 第745号
- 3 開発区域に含まれる地域
奈良市正田町三丁目470番 9、470番10の一部、470番11の一部、470番42の一部、470番43の一部及び545

番 1 の一部

- 4 開発許可を受けた者の住所及び氏名

奈良市六条町113番 4

株式会社栗実住宅 代表取締役 國原 正記

- 5 公共施設の種類、位置及び区域

- (1) 道路

奈良市正田町三丁目470番 9 の一部、470番10の一部、470番11の一部、470番42の一部、470番43の一部及び545番 1 の一部

- (2) 下水道

奈良市正田町三丁目470番 9 の一部、470番43の一部及び545番 1 の一部

(平成28年12月27日揭示済)

奈良市告示第841号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第 1 項第 5 号の規定による道路の位置を次のとおり指定したので建築基準法施行規則（昭和25年建設省令第40号）第10条の規定により公告します。

平成28年12月28日

奈良市長 仲 川 元 庸

申 請 者 住 所	奈良市法華寺町1435番地 1
申 請 者 氏 名	アライブホーム株式会社 代表取締役 金田 福太郎
道 路 の 位 置	奈良市三碓三丁目114番 1、115番 4、120番 2、2416番 1
道 路 の 幅 員	最大6.38m 最小6.00m
道 路 の 延 長	22.26m
指 定 年 月 日	平成28年12月28日
指 定 番 号	第H2816号

(平成28年12月28日揭示済)

奈良市告示第842号

奈良市地域集会所建築費補助金交付要綱の一部を改正する告示を次のように定める。

平成28年12月28日

奈良市長 仲 川 元 庸

奈良市地域集会所建築費補助金交付要綱の一部を改正する告示

奈良市地域集会所建築費補助金交付要綱（平成 8 年奈良市告示第195号）の一部を次のように改正する。

第 5 条の見出し中「再補助」の次に「等」を加え、同条第 1 項中「により」を「による」に改め、「交付」の次に「又は他の公的な補助等」を加え、同条第 2 項中「により補助金の交付」を「による補助金の交付若しくは他の公的な補助等」に改め、「の補助金の交付」の次に「又は他の公的な補助等」を加える。

附 則

この告示は、平成29年4月1日から施行する。
(平成28年12月28日揭示済)

奈良市告示第843号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定により、次のとおり徴収の事務を委託したので、同条第2項の規定により告示します。

平成28年12月28日

奈良市長 仲 川 元 庸

1 受託者・徴収事務

受 託 者	徴収事務
奈良市芝辻町三丁目8番21号 株式会社シティサービス 代表取締役 赤川 義之	奈良市北部会館駐車場使用料

2 委託の期間

委 託 の 期 間
平成27年5月1日から平成31年6月30日まで

(平成28年12月28日揭示済)

奈良市告示第844号

国税徴収法（昭和34年法律第147号）第55条の規定に基づく担保権設定等財産の差押通知書については、その送達を受けるべき者の住所等が不明のため送達することができないので、地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2第1項の規定により、次のとおり公示送達します。

なお、この公示送達に係る関係書類は、財務部税務室滞納整理課で保管し、送達を受けるべき者から交付の申出があればいつでも交付します。

平成28年12月28日

奈良市長 仲 川 元 庸

1 送達をすべき文書

担保権設定等財産の差押通知書

2 送達を受けるべき者

省略

(平成28年12月28日揭示済)

奈良市告示第845号

国税徴収法（昭和34年法律第147号）第55条の規定に基づく担保権設定等財産の差押通知書及び同法第81条の規定に基づく差押解除通知書については、その送達を受けるべき者の住所等が不明のため送達することができないので、地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2第1項の規定により、次のとおり公示送達します。

なお、この公示送達に係る関係書類は、財務部税務室滞納整理課で保管し、送達を受けるべき者から交付の申出があればいつでも交付します。

平成28年12月28日

奈良市長 仲 川 元 庸

1 送達をすべき文書

担保権設定等財産の差押通知書、差押解除通知書

2 送達を受けるべき者

省略

(平成28年12月28日揭示済)

奈良市告示第846号

国税徴収法（昭和34年法律第147号）第68条の規定に基づく差押書については、その送達を受けるべき者の住所等が不明のため送達することができないので、地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2第1項の規定により、次のとおり公示送達します。

なお、この公示送達に係る関係書類は、財務部税務室滞納整理課で保管し、送達を受けるべき者から交付の申出があればいつでも交付します。

平成28年12月28日

奈良市長 仲 川 元 庸

1 送達をすべき文書

差押書

2 送達を受けるべき者

省略

(平成28年12月28日揭示済)

監 査

奈良市監査委員告示第21号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第4項の規定により定期監査を実施したので、その結果を同条第9項の規定により公表します。

平成28年12月27日

奈良市監査委員 東 口 喜代一

同 中 本 勝

同 柿 本 元 気

同 東久保 耕 也

奈 監 第 55 号

平成28年12月27日

奈 良 市 長 仲 川 元 庸 様

奈 良 市 議 会 議 長 浅 川 仁 様

奈良市教育委員会委員長 杉 江 雅 彦 様

奈良市監査委員 東 口 喜代一

同 中 本 勝

同 柿 本 元 気

同 東久保 耕 也

定期監査の結果について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第4項の規定により定期監査を実施したので、その結果を同条第9項の規定により報告します。

1 監査対象

市民生活部 病院管理課 交通政策課 住宅課

月ヶ瀬行政センター 総務住民課 地域振興課

都祁行政センター 総務住民課 地域振興課

東部出張所
北部出張所
子ども未来部
幼稚園 東登美ヶ丘 三碓
こども園 富雄南
環境部
環境事業室 リサイクル推進課
まち美化推進課 土地改良清美事務所
(奈良阪処分地管理事務所を含む。)
クリーンセンター建設準備課
(教育委員会)
教育委員会事務局 教育政策課
教育総務部 教職員課 文化財課
埋蔵文化財調査センター
図書館政策課
(図書館(中央、西部、北部)を含む。)
中学校 都南 登美ヶ丘北 富雄南 都跡
小学校 済美南 東登美ヶ丘 富雄南 三碓
学校教育部
教育センター 教育支援課(教員支援室を含む。)
教育相談課
(消防局)
災害対策室 消防課
情報救急室 指令課

2 監査期間

平成28年10月12日～同年12月26日

3 監査方法

平成28年度の財務に関する事務の執行について、あらかじめ求めた平成28年8月末日現在の資料に基づき、関係職員からの事情聴取とともに、関係書類の通査、照合等を行う方法で実施した。

4 監査結果

監査した財務に関する事務は、おおむね適正かつ効率的に執行されているものと認められたが、一部において改善を要する事例が見受けられたので、その措置を講じられたい。

なお、指摘事項について措置を講じた場合は、地方自治法第199条第12項の規定に基づき、その旨を通知されたい。

市民生活部

病院管理課

柳生診療所の施設修繕については、原材料費から施設修繕料に予算流用して執行していたが、支出負担行為書の起票日が、予算流用通知書の確定日より前の日付になっていた。支出負担行為書は、地方自治法第232条の3の規定に則り、予算流用通知書の確定日以後の日付で起票されたい。

交通政策課

(1) 放置自転車等の移動・保管手数料用の領収書綴について、所管課は、連番を付さないまま徴収事務の受託者に渡しており、使用済みの領収書綴の

回収も行っていなかった。また、受託者が作成した納入通知書の金額と収入状況の報告書を納入前に確認しているが、領収書控えとの照合は行っていなかった。領収書綴は、連番を付した上で受託者へ渡すとともに、受渡し状況を適正に管理するため、領収書管理台帳を作成されたい。また、徴収した手数料の納入の際には、納入通知書の金額と領収書控えとの照合も併せて行われたい。

(2) 切手類受払簿に記載されている切手等の残枚数と実際の残枚数が一致していなかった。また、月末ごとに残高等の所属長の決裁を受けていなかった。切手類は、金銭等価物であるため適正に管理し、「切手等郵送料の取扱いについて」(平成23年3月4日付け奈総文第23号)の通知に基づき、適宜、切手類受払簿の記載内容と切手等の残枚数の確認を行い、所属長の決裁を受けられたい。

(3) 生活路線バス運行委託、契約自主運行バス(月瀬線)運行委託契約及び近鉄大和西大寺駅構内委託契約については、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号により随意契約しているが、予定価格調書が作成されておらず、見積書の徴取も行われていなかった。奈良市契約規則第10条、第18条及び第18条の2第1項の規定に則り、予定価格調書を作成するとともに、見積書を徴取するよう、適正な契約事務を行われたい。

住宅課

市営住宅ほかの敷地内での配電用支持物及び電気通信線路設備の設置に対し、行政財産の目的外使用を許可する場合の使用料については、奈良市行政財産使用料条例第4条第2項の規定により、奈良市道路占用料に関する条例別表の規定を準用することとされている。しかし、国道での占用料の取扱いを定めた「道路法施行令及び道路整備特別措置法施行令の一部を改正する政令の施行について」の一部改正通知に従い、支柱及び支線の使用料を誤って免除する取扱いを行った事例が2件あった。適正な事務処理を行われたい。

月ヶ瀬行政センター

地域振興課

(1) 梅の郷月ヶ瀬温泉での自動販売機の設置に対し、行政財産の目的外使用を許可する場合の屋内設置分の使用料については、奈良市行政財産使用料条例第4条第1項に規定されている使用料算定率によるものとされている。しかし、誤って条例改正前の算定率による使用料を徴収していた。条例改正後の算定率による使用料を徴収されたい。

(2) 月ヶ瀬梅の資料館での自動販売機の設置に対し、行政財産の目的外使用の許可を行っているが、奈良市公有財産規則第25条の規定による光熱水費等を徴収していなかった。当該自動販売機にかかる電気料金相当分を自動販売機設置者から徴収され

たい。

- (3) 月ヶ瀬梅林公園管理業務委託契約については、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号により随意契約しているが、仕様書に記載のない梅林公園境界杭設置測量委託業務及び梅林公園枝垂れ梅用棚施工業務が見積書に記載されており、また、所管課はその業務の再委託依頼を承認していた。これらの業務は当該委託契約の目的である梅林公園管理業務の範囲を超えており、随意契約ができる理由にも該当しない業務である。また、仕様書には業務範囲と実施回数を明確に記載していなかった。委託内容を精査し、仕様書に業務範囲と実施回数を明確に記載されたい。

都祁行政センター

地域振興課

都祁交流センター敷地内での配電用支持物の設置に対し、行政財産の目的外使用を許可する場合の使用料について、申請書に電柱の本数の一部記載漏れがあり、また、支線の使用料を徴収していない事例があった。申請書の内容と実際の状況を確認の上、許可書を発行するとともに、適正な使用料の徴収を行われたい。

北部出張所

- (1) 駐車場管理業務委託において、駐車場管理事務処理基準に、駐車料金を徴収した日の翌月10日までに金融機関に払い込むと定められている。委託業者は、駐車料金を精算機から週2回回収し、1か月分まとめて金融機関に入金しているが、回収した駐車料金は、速やかに金融機関に払い込むよう、駐車場管理事務処理基準の見直しを行われたい。また、駐車料金の徴収事務を当該業者に委託しているが、地方自治法施行令第158条第2項の規定による告示をしていなかった。適正な事務処理を行われたい。
- (2) 戸籍住民基本台帳費の切手類受払簿において、平成27年度末の残額と平成28年度への繰越額が一致していなかった。切手類は金銭等価物であるため、繰越手続を正確に行い、適正に管理されたい。

環境部

リサイクル推進課

- (1) 資源回収品であるアルミ缶、スチール缶及びペットボトルは、委託業者が圧縮機でブロック状に成形し、市に納入されており、委託業者が市に提出する「日報」には、ブロック個数が記載されている。

一方、市がブロック状に成形された資源回収品を引取業者へ売却する際、計量機で測定され、「計量票」は市が保管している。

しかし、いずれもが別々に保管されており、担当課で納入・搬出の記録が台帳で行われておらず、現在、保有している資源回収品の残高のブロック

個数と総重量が把握できていない状態である。資源回収品の入庫・出庫・残高の管理を台帳で行う必要があることから、ルール等の作成を検討されたい。

- (2) 収集車両のバックミラー型モニター、カメラの取付け（車両修繕料）については、支出負担行為書を起票する前に発注されていた。支出負担行為書の起票は、地方自治法第232条の3及び奈良市会計規則第24条第1項の規定に則り、適正な事務処理を行われたい。

(教育委員会)

教育総務部

教職員課

切手類受払簿と切手等を照合したところ、郵便葉書が現存しているものの、切手類受払簿にその内容を記載していなかった。郵便葉書は金銭等価物であるため、購入の事実に基づき切手類受払簿に記載し、適正に管理されたい。

文化財課

史跡大安寺旧境内保存用地ほかの敷地内での配電用支持物及び電気通信線路設備の設置に対し、行政財産の目的外使用を許可する場合の使用料については、奈良市行政財産使用料条例第4条第2項の規定により、奈良市道路占用料に関する条例別表の規定を準用することとされている。しかし、国道での占用料の取扱いを定めた「道路法施行令及び道路整備特別措置法施行令の一部を改正する政令の施行について」の一部改正通知に従い、支線の使用料を誤って免除する取扱いを行った事例が2件あった。適正な事務処理を行われたい。

埋蔵文化財調査センター

- (1) 埋蔵文化財発掘調査に伴う基準点測量委託について、地方自治法施行令第167条の2第1項第1号により随意契約しているが、予定価格が設計金額よりも高く決定されている事例があった。奈良市契約規則第10条及び第18条の規定に則り、適正に予定価格を決定されたい。

- (2) 切手類受払簿と切手等を照合したところ、レターパックを購入しているが、切手類受払簿にその内容を記載していなかった。レターパックは金銭等価物であるため、購入の事実に基づき切手類受払簿に記載し、適正に管理されたい。

図書館政策課（図書館（中央、西部、北部）を含む。）

臨時職員1人の賃金において、通勤手当の算定を誤って支給していた。奈良市臨時職員に関する規則第13条の規定に則り、適正に事務処理を行われたい。

学校教育部

教育センター

教育支援課（教員支援室を含む。）

教職員教科等研修経費の市内旅費において、市内

旅行命令に基づき旅行した市立中学校教諭の旅費支給時に、所得税を源泉徴収している事例があった。
当該旅費は源泉徴収の対象となる所得ではないため、適正に支給されたい。

(消 防 局)

災害対策室

消防課

資機材等補給、夜間等緊急補給及び消防団活動用として配備している備蓄ガソリン等の管理状況について、消防課はガソリンスタンドからの購入及び各消防署への支給等の状況を記載した管理台帳を作成していなかった。備蓄ガソリン等は、内部統制上のリスクがあるため管理台帳を作成し、適正に管理されたい。

(平成28年12月27日揭示済)

公 営 企 業

奈良市企業局管理規程第16号

奈良市企業局会計規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成28年12月 1 日

奈良市公営企業管理者
池 田 修

奈良市企業局会計規程の一部を改正する規程

奈良市企業局会計規程（平成26年奈良市企業局管理規程第9号）の一部を次のように改正する。

第4条中「定める課長」の次に「及び室長」を加える。

第41条第3項中「奈良都市計画下水道受益者負担に関する条例施行規程」を「奈良都市計画下水道事業受益者負担に関する条例施行規程」に改める。

第46条第1項中、「、企業出納員が小切手を振り出して」を「、口座振替の方法により」に改め、同項ただし書中「、職員に支給する給与等に係る支払をするとき及び債権者から申し出があったときは、現金により支払うことができる。」を「、次の各号のいずれかに該当する場合には、小切手又は現金による方法で行うことができるものとする。」に改め、同項に次の各号を加える。

- (1) 第38条に規定する支払
- (2) 第49条に規定する支払
- (3) 職員に支給する給与等に係る支払
- (4) 破産その他の原因により口座振替により支払うことができない場合
- (5) 前各号に定めるもののほか、管理者が口座振替の方法によりがたいと認めた場合

第121条第1項中「を作成し、財務課長に提出しなければならない。」を「及び」に改め、「財務課長は、法第30条に規定する」及び「、決算諸表と合わせて」を削る。

附 則

この規程は、平成28年12月 1 日から施行する。

(平成28年12月 1 日揭示済)

奈良市企業局告示第87号

次のとおり一般競争入札に付しますので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項及び奈良市企業局契約に関する規程（平成9年奈良市水道局管理規程第4号）において準用する奈良市契約規則（昭和40年奈良市規則第43号）第2条の規定により公告します。

平成28年12月 1 日

奈良市公営企業管理者
池 田 修

第1 入札に付する事項

口径50耗配水枝管改良工事、奈良市宝来二丁目地内
他2件（発注番号、工事名称、工事場所、工期、予定価格及び最低制限基準価格、参加資格等は別表のとおり）
以下省略

(平成28年12月 1 日揭示済)

奈良市企業局告示第88号

公共下水道の供用及び下水の処理を開始するので、下水道法（昭和33年法律第79号）第9条の規定に基づき次のとおり公示します。

その関係図書は、平成28年12月 1 日から2週間、奈良市企業局管理部下水道計画管理課に備え置いて縦覧に供します。

平成28年12月 1 日

奈良市公営企業管理者
池 田 修

- 1 公共下水道の供用及び下水の処理を開始する年月日
平成28年12月15日
- 2-1 公共下水道の供用及び下水の処理を開始する区域
奈良市富雄川西一丁目、山陵町、秋篠町、神殿町及び左京五丁目の各一部
- 2-2 公共污水樹設置のうち、供用を開始する箇所
奈良市 中山町13番1、1512番1、押熊町2134番2、佐紀町3221番、あやめ池南一丁目1123番3、西大寺国見町一丁目2196番8、疋田町二丁目634番1、679番7、679番8、あやめ池南八丁目900番26、900番183、西大寺竜王町二丁目1495番1、1495番8、五条二丁目568番、580番2、法蓮町367番7、578番1、三条大路五丁目494番1、494番3、南肘塚町47番4、南京終町六丁目613番5、杏町58番2、58番6、58番18

3 供用を開始する排水施設の位置

管 渠 番 号	起 点	終 点	備考
鳥見第2幹線-48	奈良市富雄川西一丁目26番9	奈良市富雄川西一丁目26番8	①
山陵第2幹線-107	奈良市山陵町850番12	奈良市山陵町850番3	②
敷島幹線-162	奈良市秋篠町1058番32	奈良市秋篠町1052番18	③
敷島幹線-163	奈良市秋篠町1058番32	奈良市秋篠町1055番2	③
明治幹線-256	奈良市神殿町680番2	奈良市神殿町678番3	④
平城第3幹線-14	奈良市左京五丁目12番	奈良市左京五丁目3番2、3番3	⑤

4 供用を開始する排水施設の合流式及び分流式の別
分流式

5 終末処理場の位置及び名称

大和郡山市額田部南町160番地 奈良県浄化センター
奈良市朱雀三丁目13-1 平城浄化センター
(平成28年12月1日揭示済)

奈良市企業局告示第89号

次のとおり一般競争入札に付しますので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項及び奈良市企業局契約に関する規程（平成9年奈良市水道局管理規程第4号）において準用する奈良市契約規則（昭和40年奈良市規則第43号）第2条の規定により公告します。

平成28年12月15日

奈良市公営企業管理者
池田修

第1 入札に付する事項

1 業 務 名 鶴舞橋水管橋口径200耗配水管支管布設替
えに伴う調査設計業務委託

2 業務場所 奈良市鶴舞西町地内

3 業務期間 契約日から平成29年3月31日まで

4 業務概要 水管橋の更新工事に伴う詳細設計業務委託
詳細設計業務…鶴舞橋橋梁添架水管橋1
式

5 予定価格 6,360千円

(消費税及び地方消費税を除く。)

6 最低制限基準価格 4,664千円

(消費税及び地方消費税を除く。)

以下省略

(平成28年12月15日揭示済)

奈良市企業局告示第90号

次のとおり一般競争入札に付しますので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項及び奈良市企業局契約に関する規程（平成9年奈良市水道局管理規程第4号）において準用する奈良市契約規則（昭和40年奈良市規則第43号）第2条の規定により公告します。

平成28年12月15日

奈良市公営企業管理者
池田修

第1 入札に付する事項

口径150耗配水管支管改良工事、奈良市都祁白石町地内
他4件（発注番号、工事名称、工事場所、工期、予定価
格及び最低制限基準価格、参加資格等は別表のとおり）

以下省略

(平成28年12月15日揭示済)

奈良市企業局告示第91号

奈良市企業局指定給水装置工事事業者規程（平成10年奈良市水道局管理規程第7号）第4条第1項の規定により奈良市企業局指定給水装置工事事業者を指定したので、同規程第10条の規定により次のとおり公示します。

平成28年12月19日

奈良市公営企業管理者
池田修

名 称	代表者氏名	所 在 地	指 定 日
吉藤設備	吉藤 倫義	奈良市杏町588番地の1 プラティーク T101	平成28年12月16日

(平成28年12月19日揭示済)

奈良市企業局告示第92号

奈良市企業局指定給水装置工事事業者規程（平成10年奈良市水道局管理規程第7号）第4条第1項の規定により奈

良市企業局指定給水装置工事事業者を指定したので、同規程第10条の規定により次のとおり公示します。

平成28年12月27日

奈良市公営企業管理者
池田修

名 称	代表者氏名	所 在 地	指 定 日
株式会社 希隆設備	代表取締役 永尾 隆文	大阪府大阪市北区池田町1-1-120	平成28年12月21日

(平成28年12月27日揭示済)

奈良市企業局管理規程第17号

奈良市企業職員の給与の支給等に関する規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成28年12月28日

奈良市公営企業管理者

別表第 1 （第 2 条関係）

池 田 修

奈良市企業職員の給与の支給等に関する規程の一部を改正する規程

奈良市企業職員の給与の支給等に関する規程（昭和42年奈良市水道局管理規程第 5 号）の一部を次のように改正する。

別表第 1 を次のように改める。

給料表

職員の 区分	職務の級 号給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級	9 級	10級
		給料 月額	給料 月額	給料 月額	給料 月額	給料 月額	給料 月額	給料 月額	給料 月額	給料 月額	給料 月額
再任用 職員以外 の職員		円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
	1	141,600	191,700	227,900	261,100	287,100	317,700	361,800	407,300	457,600	520,900
	2	142,700	193,500	229,500	263,000	289,300	319,900	364,400	409,700	460,700	523,800
	3	143,900	195,300	231,000	264,800	291,600	322,200	366,900	412,200	463,700	526,900
	4	145,000	197,100	232,600	266,900	293,700	324,400	369,500	414,600	466,700	530,000
	5	146,100	198,700	234,100	268,700	295,700	326,600	371,500	416,500	469,700	533,100
	6	147,200	200,500	235,800	270,600	298,000	328,600	374,000	418,800	472,700	535,400
	7	148,300	202,300	237,300	272,500	300,300	330,800	376,300	420,900	475,700	537,900
	8	149,400	204,100	238,900	274,600	302,500	333,000	378,800	423,100	478,800	540,300
	9	150,500	205,800	240,300	276,700	304,600	335,100	381,300	425,100	481,500	542,700
	10	151,900	207,600	241,800	278,700	306,900	337,300	384,000	427,200	484,600	544,500
	11	153,200	209,400	243,400	280,800	309,100	339,400	386,600	429,300	487,600	546,300
	12	154,500	211,200	244,800	282,800	311,400	341,600	389,300	431,400	490,700	548,200
	13	155,800	212,600	246,300	284,800	313,500	343,500	391,700	433,100	493,400	549,900
	14	157,300	214,400	247,800	286,900	315,600	345,500	394,000	434,900	495,700	551,300
	15	158,800	216,100	249,100	288,900	317,800	347,600	396,200	436,900	498,000	552,600
	16	160,400	217,900	250,500	290,900	319,900	349,600	398,600	438,900	500,300	553,700
	17	161,700	219,600	252,000	292,900	322,000	351,400	400,400	440,800	502,400	555,000
	18	163,200	221,300	253,700	294,900	324,000	353,400	402,400	442,600	503,800	556,000
	19	164,700	222,900	255,400	297,000	326,100	355,200	404,300	444,400	505,300	556,900
	20	166,200	224,500	257,200	299,000	328,100	357,100	406,100	446,100	506,700	557,800
	21	167,600	226,000	258,800	301,000	330,000	359,100	408,000	447,900	507,900	558,700
	22	170,300	227,700	260,600	303,100	332,100	361,000	409,800	449,400	509,300	
	23	172,900	229,300	262,300	305,100	334,100	363,000	411,600	450,800	510,800	
	24	175,500	230,900	264,000	307,200	336,200	364,900	413,500	452,300	512,300	

	25	178,200	232,200	266,000	309,000	337,700	366,900	415,300	453,700	513,400	
	26	179,900	233,700	267,900	311,100	339,600	368,800	416,800	455,000	514,500	
	27	181,600	235,100	269,700	313,200	341,500	370,800	418,300	456,300	515,700	
	28	183,300	236,400	271,500	315,200	343,400	372,800	419,900	457,500	516,900	
	29	184,800	237,700	273,200	317,100	345,100	374,300	421,500	458,500	517,900	
	30	186,600	238,900	275,100	319,100	347,000	376,100	422,800	459,200	518,800	
	31	188,400	239,900	277,000	321,200	348,900	377,900	424,100	460,000	519,700	
	32	190,100	241,100	278,700	323,300	350,700	379,500	425,300	460,700	520,600	
	33	191,700	242,400	280,400	324,700	352,600	381,300	426,500	461,400	521,400	
	34	193,200	243,600	282,300	326,700	354,400	382,700	427,800	462,200	522,300	
	35	194,700	244,800	284,100	328,600	356,200	384,200	429,100	462,900	523,000	
	36	196,200	246,100	286,000	330,700	357,900	385,800	430,300	463,500	523,500	
	37	197,500	247,000	287,600	332,600	359,300	387,200	431,500	464,000	524,200	
	38	198,800	248,400	289,300	334,500	360,600	388,400	432,300	464,600	524,800	
	39	200,100	249,800	291,100	336,500	362,000	389,600	433,100	465,200	525,600	
	40	201,400	251,300	292,900	338,400	363,400	390,700	433,900	465,800	526,200	
	41	202,700	252,700	294,600	340,300	364,700	391,800	434,500	466,300	526,700	
	42	204,000	254,100	296,300	342,200	365,600	393,000	435,200	466,800		
	43	205,300	255,500	297,900	344,000	366,700	394,200	435,900	467,200		
	44	206,600	256,800	299,500	345,900	367,800	395,300	436,600	467,500		
	45	207,800	258,000	301,200	347,400	368,600	396,000	437,400	467,800		
	46	209,100	259,300	302,900	348,800	369,500	396,700	438,200			
	47	210,400	260,700	304,500	350,300	370,400	397,400	438,600			
	48	211,700	262,000	306,200	351,800	371,300	398,100	439,300			
	49	212,800	263,300	307,300	353,400	372,200	398,700	439,800			
	50	213,900	264,400	308,800	354,200	373,000	399,300	440,200			
	51	214,900	265,700	310,300	355,400	373,800	399,800	440,600			
	52	216,000	267,000	311,900	356,400	374,600	400,200	441,000			
	53	217,100	268,000	313,500	357,300	375,300	400,600	441,400			
	54	218,100	269,100	315,100	358,400	376,000	400,900	441,800			
	55	219,000	270,400	316,700	359,300	376,700	401,200	442,200			
	56	220,000	271,700	318,200	360,400	377,400	401,500	442,500			
	57	220,600	272,800	319,700	361,300	377,900	401,800	442,800			

	58	221, 500	273, 800	320, 900	362, 000	378, 500	402, 100	443, 200				
	59	222, 300	274, 800	322, 100	362, 700	379, 100	402, 400	443, 500				
	60	223, 200	275, 900	323, 300	363, 400	379, 800	402, 700	443, 800				
	61	223, 900	277, 100	324, 000	363, 800	380, 200	403, 000	444, 100				
	62	224, 900	278, 100	324, 900	364, 400	380, 900	403, 300					
	63	225, 700	279, 000	325, 700	365, 100	381, 500	403, 600					
	64	226, 600	280, 000	326, 500	365, 800	382, 100	403, 900					
	65	227, 300	280, 700	327, 400	366, 100	382, 500	404, 200					
	66	228, 100	281, 600	327, 800	366, 800	383, 100	404, 500					
	67	229, 000	282, 300	328, 500	367, 500	383, 700	404, 800					
	68	230, 100	283, 200	329, 300	368, 200	384, 300	405, 100					
	69	230, 800	284, 200	330, 100	368, 500	384, 700	405, 300					
	70	231, 500	285, 000	330, 800	369, 100	385, 200	405, 600					
	71	232, 100	285, 800	331, 500	369, 800	385, 700	405, 900					
	72	232, 900	286, 600	332, 200	370, 400	386, 300	406, 200					
	73	233, 700	287, 400	332, 700	370, 700	386, 600	406, 400					
	74	234, 400	287, 900	333, 300	371, 300	387, 000	406, 700					
	75	235, 100	288, 300	333, 800	372, 000	387, 400	407, 000					
	76	235, 700	288, 800	334, 400	372, 600	387, 800	407, 200					
	77	236, 400	288, 900	334, 700	373, 000	388, 100	407, 400					
	78	237, 200	289, 300	335, 200	373, 500	388, 400	407, 700					
	79	238, 000	289, 500	335, 600	374, 100	388, 700	408, 000					
	80	238, 700	289, 900	336, 100	374, 600	389, 000	408, 200					
	81	239, 400	290, 100	336, 500	375, 100	389, 200	408, 400					
	82	240, 100	290, 300	337, 000	375, 700	389, 500	408, 700					
	83	240, 800	290, 700	337, 500	376, 200	389, 800	409, 000					
	84	241, 500	291, 000	338, 000	376, 500	390, 000	409, 200					
	85	242, 100	291, 300	338, 300	376, 900	390, 200	409, 400					
	86	242, 800	291, 600	338, 700	377, 400	390, 500						
	87	243, 500	291, 900	339, 200	377, 800	390, 800						
	88	244, 200	292, 300	339, 600	378, 200	391, 000						
	89	244, 900	292, 600	339, 900	378, 600	391, 200						
	90	245, 400	293, 000	340, 300	379, 100	391, 500						

	91	245,800	293,300	340,800	379,500	391,800						
	92	246,300	293,700	341,200	379,900	392,000						
	93	246,600	293,800	341,400	380,200	392,200						
	94		294,000	341,800								
	95		294,400	342,300								
	96		294,800	342,700								
	97		295,000	342,800								
	98		295,300	343,300								
	99		295,700	343,700								
	100		296,100	344,000								
	101		296,300	344,300								
	102		296,600	344,700								
	103		297,000	345,100								
	104		297,300	345,500								
	105		297,500	346,000								
	106		297,800	346,400								
	107		298,200	346,800								
	108		298,500	347,200								
	109		298,700	347,700								
	110		299,100	348,100								
	111		299,500	348,400								
	112		299,800	348,700								
	113		299,900	349,200								
	114		300,200									
	115		300,500									
	116		300,900									
	117		301,100									
	118		301,300									
	119		301,600									
	120		301,900									
	121		302,300									
	122		302,500									
	123		302,800									

	124		303, 100								
	125		303, 400								
再任 用職 員		186, 900	214, 400	254, 400	273, 800	288, 900	314, 300	356, 000	389, 100	440, 200	520, 600

- 附 則
(施行期日等)
- 1 この規程は、公布の日から施行し、この規程による改正後の奈良市企業職員の給与の支給等に関する規程（以下「改正後の規程」という。）の規定は、平成28年 4 月 1 日から適用する。
(給与の内払)
- 2 改正後の規程の規定を適用する場合においては、この規程による改正前の奈良市企業職員の給与の支給等に関する規程の規定に基づいて支給された給与は、改正後の規程の規定による給与の内払とみなす。
(委任)
- 3 前項に定めるもののほか、この規程の施行に関し必要な事項は、管理者が定める。
(平成28年12月28日揭示済)

奈良市企業局告示第93号

公共下水道の供用及び下水の処理を開始するので、下水
3 供用を開始する排水施設の位置

管 渠 番 号	起 点	終 点	備考
あやめ池北幹線－161	奈良市西大寺北町二丁目450番 3	奈良市西大寺北町二丁目458番 1	①

- 4 供用を開始する排水施設の合流式及び分流式の別
分流式
- 5 終末処理場の位置及び名称
大和郡山市額田部南町160番地 奈良県浄化センター
(平成28年12月28日揭示済)

消 防

奈良市消防局告示第 6 号

奈良市火災予防条例（昭和37年奈良市条例第12号）第54条の 2 第 1 項の規定に基づく指定催しの指定をしたので、同条第 3 項の規定に基づき公示します。
平成28年12月 8 日

奈良市消防局長 酒 井 孝 師

催しの開催場所	奈良公園周辺
催しの名称	春日若宮おん祭お渡り式
催しの開催期間	平成28年12月17日

(平成28年12月 8 日揭示済)

道法（昭和33年法律第79号）第 9 条の規定に基づき次のとおり公示します。

その関係図書は、平成28年12月28日から 2 週間、奈良市企業局管理部下水道計画管理課に備え置いて縦覧に供します。

平成28年12月28日

奈良市公営企業管理者
池 田 修

- 1 公共下水道の供用及び下水の処理を開始する年月日
平成29年 1 月11日
- 2－1 公共下水道の供用及び下水の処理を開始する区域
奈良市西大寺北町二丁目の各一部
- 2－2 公共汚水樹設置のうち、供用を開始する箇所
奈良市大宮町六丁目 2 番 1、学園中三丁目1342番 1、1342番 5、秋篠三和町一丁目366番 1、平松二丁目241番 1、六条一丁目889番 3、889番16、法華寺町1214番 5、1214番 6、古市町1604番 1、西九条町二丁目 3 番15、今市町361番 3、361番 4、361番 8

教 育 委 員 会

奈良市教育委員会告示第59号

平成28年12月定例会教育委員会を次のとおり開催しますので、奈良市教育委員会会議規則（昭和57年奈良市教育委員会規則第12号）第 3 条第 2 項の規定により告示します。
平成28年12月15日

奈良市教育委員会
委員長 杉 江 雅 彦

- 1 日 時
平成28年12月20日（火）
午前10時から
- 2 場 所
奈良市役所 北棟 6 階 第22会議室
- 3 会議に付すべき事案
教育長報告
(1) 平成28年度12月補正予算要求内示額について
(2) 平成29年度予算要求について
(3) 平成28年度「なら教育の日」記念集会について
(4) 奈良市立図書館資料選択基準の一部改正について

- (5) 学校給食における食物アレルギー対応指針について
- (6) 平成28年度「地域学校協働活動」推進に係る文部科学大臣表彰について
- (7) 奈良市地域教育推進事業第6回「交流の集い」の開催について

議案

議案第54号 六条幼稚園建設用地の用途廃止について
その他

- (1) 奈良市教育委員会の後援・共催にかかる事業について 11月～12月

傍聴受付は、開催日の午前9時から午前9時50分までです。定員は5名で、定員になり次第締切させていただきます。

(平成28年12月15日揭示済)

奈良市教育委員会告示第60号

奈良市青少年野外活動センターの指定管理者を指定したので、奈良市公の施設における指定管理者の指定の手続等に関する条例（平成17年奈良市条例第85号）第4条第3項の規定により次のとおり告示します。

平成28年12月26日

奈良市教育委員会

委員長 杉 江 雅 彦

- 1 指定管理者を指定する公の施設
奈良市阪原町25番地の1
奈良市青少年野外活動センター
- 2 指定管理者の所在地及び名称
奈良市阪原町1725番地
特定非営利活動法人奈良地域の学び推進機構
理事長 上中 信幸
- 3 指定管理者の指定の期間
平成29年4月1日から平成31年3月31日まで
- 4 指定管理者が行う業務の範囲
 - (1) 奈良市青少年野外活動センター条例第3条に規定する事業の実施に関すること。
 - (2) センターの使用承認及び使用制限に関すること。
 - (3) センターの施設及び附属設備の維持管理に関すること。
 - (4) その他市長が定めること。

(平成28年12月26日揭示済)

選挙管理委員会

奈良市選挙管理委員会告示第41号

平成28年12月2日現在における地方自治法（昭和22年法律第67号）第74条第1項及び第75条第1項並びに市町村の合併の特例に関する法律（平成16年法律第59号）第4条第1項及び第5条第1項に規定する選挙権を有する者の総数の50分の1の数並びに市町村の合併の特例に関する法律第4条第11項及び第5条第15項に規定する選挙権を有する者

の総数の6分の1の数並びに地方自治法第76条第1項、第80条第1項、第81条第1項及び第86条第1項並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第8条第1項に規定する選挙権を有する者の総数の3分の1の数は、次のとおりです。

平成28年12月2日

奈良市選挙管理委員会

委員長 西久保 武 志

50分の1の数 6,113人

6分の1の数 50,938人

3分の1の数 101,876人

(平成28年12月2日揭示済)